第５章

投　資

１．ルールの外観

（１）ルールの背景

①海外直接投資の増加

1980 年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対 GDP 比は、1980 年には対外直接投資額で 5.8%、対内直接投資額で 5.3%であったことに対し、2016 年にはそれぞれ 35.5%、34.7％に伸びている（UNCTAD「World Investment Report 2017」）。我が国の国際収支を見ても、2016 年の所得収支は証券投資収益の減少等から黒字幅が縮小し約 18.1 兆円の黒字、貿易収支の黒字は約 5.5 兆円であり、所得収支が経常収支を支えている。

②二国間投資協定及び投資章を含む自由貿易協定締結の傾向

各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや収用（国有化も含む）などから保護するため、1950 年代末から二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）を締結してきた。海外直接投資の拡大等を受けて、1990 年代に飛躍的に増加し、2016 年末現在でその数は 2,957（投資章を含む自由貿易協定なども加えると 3,324）に達する。

＜図表 III-5-1＞世界の投資協定の数の推移

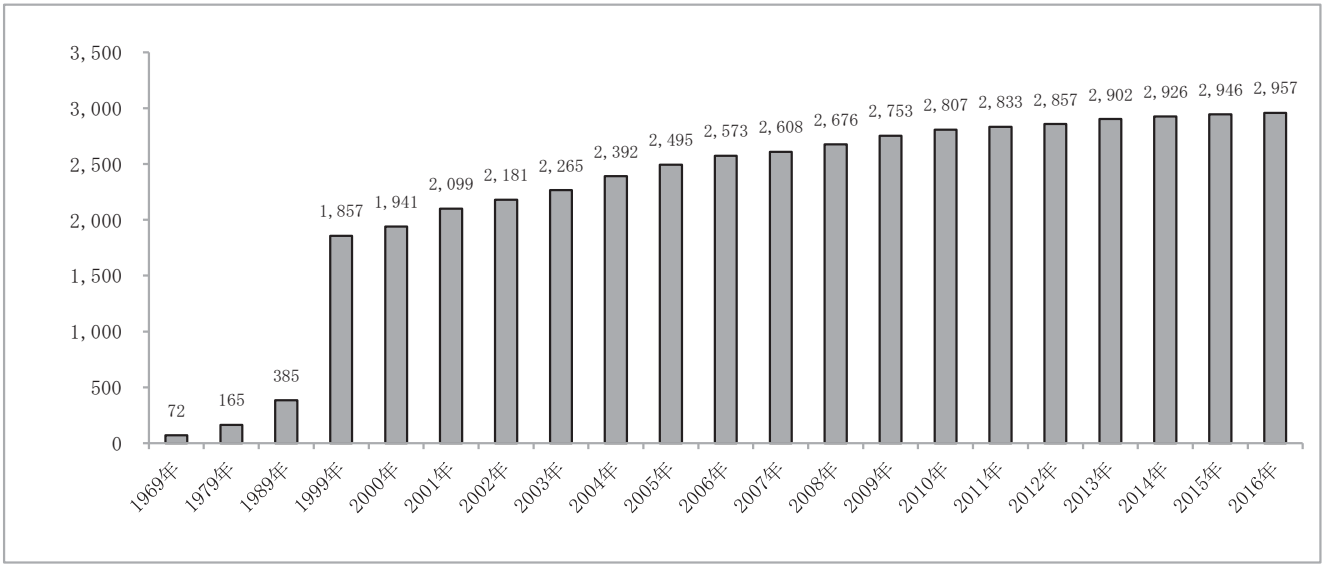

③OECD における取組

海外直接投資の拡大が加速するにつれ、投資後の投資財産の保護だけでなく、相手国に投資を行う段階も含めて協定で規律しようとする動きが出始めた。具体的には、外資規制など、国境を越えた自由な投資を阻む障壁を削減しようとするものである。1995 年、OECD において多数国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）の交渉が開始された。これは、投資の自由化及び保護に関し、包括的で拘束力のある多数国間の協定を OECD 加盟国間で策定しようとするものであった。しかし、環境規制などの国家の規制権限が MAI によって侵害されるといった NGO や加盟諸国の懸念等を背景に交渉は行き詰まり、1998 年にフランスが交渉脱退を決定したことをきっかけにして決裂した。MAI は成立しなかったが、OECD では早期から投資に係る国際取決めの策定に取り組んできた。例えば OECD 成立時（1961 年）に成立した資本移動自由化規約（Code of Liberalization of Capital Movements）では、特定の留保以外は原則として資本取引を自由化することが定められた。また、1976 年には、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に対して加盟国政府が責任ある行動をとるよう勧告する多国籍企業行動指針（「多国籍企業ガイドライン」）が作成され、その後、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、環境、労働関係、情報開示の事項の追加や、贈賄防止、消費者利益配慮について新たな章を設けるなど、5 回の改訂が行われている。2011 年の改訂では、(1) 企業には人権を尊重する責任がある旨の人権に関する章の新設 (2) リスク管理の一環として企業はサプライチェーンに関しても、適切な注意を払い、問題の防止及び対応のために然るべき措置をとるべきこと等を含むデュー・ディリジェンスへの言及 (3) 各国に置かれた連絡窓口（NCP：National Contact Point）の紛争解決手続きについて司法との並行手続案件への対処や目安となる処理期間の設定などが行われた。この行動指針自体には法的拘束力はなく、その実施は各国・企業の自主性に委ねられている。

④エネルギー憲章条約（ECT）

個別分野での取組としては、エネルギー分野の貿易・投資・輸送の規律、特に旧ソ連圏諸国におけるそれらの規律の確保を目的として作成されたエネルギー憲章条約（ECT: Energy Charter Treaty）がある。同条約は欧州主導で交渉が開始され、1994 年に署名開放、1998 年に発効した。エネルギー憲章条約は投資の規律を条約の 3 つの柱の 1 つとしている。エネルギー分野に限定されてはいるが、一部の投資自由化規定も含めて、主要な投資ルールが盛り込まれている。日本は 1995 年に署名、2002 年に批准している。多くの旧ソ連圏各国が参加する中、ロシア（1994 年署名）は、暫定的適用の状態が継続していたが、2009 年 10 月 18 日に暫定的適用が終了した。同国の暫定的適用期間中に ECT 加盟国の投資家が投資した投資財産については、当該適用終了の効力が生じた後 20 年間保護されることとなっている（45 条 3 項(b)）。詳細については、第Ⅲ部第 7 章エネルギーの項目を参照。

⑤WTO における取組

WTO では 1996 年シンガポール閣僚会合で、貿易円滑化、政府調達の透明性、競争とともに、投資分野を、新分野として WTO 体制の中に取り込むか否かについて検討することが決定された（いわゆる「シンガポール・イシュー」）。その後、OECD における MAI の議論の進捗をにらみつつ（1998 年に挫折）WTO において「貿易と投資」の交渉化に向けた議論が行われ、ドーハ開発アジェンダの開始を決定した 2001 年の第 4 回閣僚会議では、「貿易と投資」の交渉モダリティについて「明確なコンセンサスを 2002 年の第 5 回閣僚会議で得られれば交渉を開始する」旨が合意された。2002 年 4 月から貿易と投資作業部会（投資ワーキンググループ）が開催され、ドーハ宣言に盛り込まれた要素（例：範囲と定義、透明性）等について議論が行われたが、投資ルールを WTO に設けることに対する開発途上国の強い反対があった。結局、カンクンで行われた第 5 回閣僚会合では交渉化への合意は達成されず、ドーハ開発アジェンダの交渉項目に含まれないことになった。

その後、2017 年より投資円滑化に関する議論が再活性化し、ブエノスアイレスで行われた第 11 回閣僚会議において、有志 70 メンバーによる閣僚宣言がとりまとめられた。この閣僚宣言では、①マルチでの議論の枠組みを支援すること、②枠組みの中心目的は途上国・LDC の国際投資への参加促進であること、③2018 年早期に会合を行い、アウトリーチ活動や構造化された議論の進め方について議論を行うこと、等が決定された。

2017年2月末現在

OECD（先進35ヵ国）

[1961] 資本移動自由化コード

[1961] 内国民待遇インスツルメンツ

[1994] NAFTA

[1995.5] 多数国間投資協定（MAI）交渉開始
- 高水準かつ包括的なルール作りを目指す自由化義務（NT、MFN、自由化業種拡大）、投資保護（送金の自由、海外資産の保護）、効果的な紛争処理手続き（国→国、投資家→国）

[1997.5] OECD閣僚理事会（当初期限）
例外業種、労働と環境問題の取扱いについて争い

[1998.5] OECD閣僚理事会（1年延長）

交渉中断

[1998] 交渉は実質上断念

OECD投資委員会での研究、議論継続
- 企業買収、技術流出問題
- BITの解釈の蓄積
- 開発と投資政策

[2012] 「自由化規約諮問タスクフォース（ATFC）」設立
- 各国の金融措置等に関して規約上の位置づけ等を審議

[2016]
- 自由化規約見直し（レビュー）について議論

[1976]
「国際投資・多国籍企業に関する宣言」の一部として「多国籍企業行動指針」採択

【行動指針の目的】
- 国際投資環境の改善
- 多国籍企業の経済、社会的発展への寄与
- 紛争解決　等

[2000] OECD閣僚理事会第4回改訂
- BIAC、NGO等と定期的、非公式協議
- 各国に連絡窓口の設置等

[2003]
OECD閣僚理事会
「開発のための投資イニシアティブ」に関する日本の提案了

[2006]
OECD閣僚理事会
投資政策枠組み（PFI）承認

[2008]
「対外直接投資（FDI）に関するOECDベンチマーク定義」改訂

[2011]
OECD閣僚理事会第5回改訂
- 人権に関する章の新設等

[2013]
「責任ある企業行動に関する作業部会（WPRBC）」が設立
- 多国籍企業行動指針を所管

[2015]
OECD閣僚理事会
改訂版投資政策枠組み（PFI）承認

WTO（途上国含む164か国）

[1986] UR交渉開始

[1993.12] UR基本合意

[1995.1 発効] TRIMs
- 貿易関連投資措置（モノ）
- 途上国は2000年以降発行

[1995.1 発効] GATS
- サービス貿易第3モード

[1996.12] 貿易と投資作業部会
- 貿易と投資の関係を考察
1997.6以降2001年までに14回開催
貿易・投資・開発の経済関係、経済効果について議論

[1998.12] 一般理事会に報告
- 作業部会の継続決定

[1999.11] 第3回閣僚会議（シアトル）

[2000] 新ラウンドでの投資ルール策定に向けた議論

[2001.11] 第4回閣僚会議（カタール）
投資ルールについては、作業部会での焦点を絞った検討実施

[2003.9] 第5回閣僚会議（カンクン）
決裂

[2004.7] 一般理枠組合意（ジュネーブ）
- 交渉再開
- 投資は今次ラウンド中に「交渉に向けた作業」をしない

[2017.12] 第11回閣僚会議（ブエノスアイレス）
70メンバーによる閣僚宣言を採択

APEC（アジア等21か国・地域）

[1989] APEC設立

[1993] シアトル会合
- 貿易・投資の自由化に焦点
- 投資原則策定を提案（米・豪）

[1994] 非拘束投資原則（NBIP）
- 透明性、最恵国待遇、内国民待遇等盛り込み
- 拘束力なし

[1997] カフェテリア方式・セクター方式
<カフェテリア方式>
- 高い目標を設定
- 可能なものにコミット
- 不可能なものは理由を明確化

<セクター（分野別）方式>
- インフラ等の分野で同様な取り組み

[1998] 「メニュー・オブ・オプション」当初のメニューに合意
全69項目

[1999] 「メニュー」とIAPのクロスレファレンスを行うことの合意（IAPの「メニュー」への反映）

[2000以降] クロスレファレンスの実施

[2001] IAPピアレビュー実施につき合意

[2002以降] IAPピアレビューの実施
→（2002年日本実施）

[2004] ABACがAPECワイドFTA提唱
FTAベスト・プラクティス

[2005] FTAモデル措置（議論開始）

[2008] モデル投資措置（日本リード）
未合意最終ドラフト（11月）
（継続交渉）

ボゴール目標
[2010] 日本開催（横浜宣言）
[2011] 非拘束投資原則（改定）（NBIP）
- 拘束力なし

二国間投資協定

1970年代 エジプト
78年1月14日発効

1980年代 スリランカ
82年8月7日発効

中国
89年5月14日発効

1990年代 トルコ
93年3月12日発効

香港
97年6月18日発効

バングラデシュ
99年8月25日発効

2000年～

ロシア
00年5月27日発効

モンゴル
02年3月24日発効

パキスタン
02年5月29日発効

シンガポール（経済連携協定）
02年11月30日発効

韓国
03年1月1日発効

ベトナム
04年12月19日発効

メキシコ（経済連携協定）
05年4月1日発効

マレーシア（経済連携協定）
06年7月13日発効

チリ（経済連携協定）
07年9月3日発効

タイ（経済連携協定）
07年11月1日発効

インドネシア（経済連携協定）
08年7月1日発効

ブルネイ（経済連携協定）
08年7月31日発効

カンボジア
08年7月31日発効

ラオス
08年8月3日発効

フィリピン（経済連携協定）
08年12月11日発効

スイス（経済連携協定）
09年9月1日発効

ウズベキスタン
09年9月24日発効

ペルー
09年12月10日発効

インド
11年8月1日発効

パプアニューギニア
14年1月17日発効

クウェート
14年1月24日発効

イラク
14年2月25日発効

日中韓
14年5月17日発効

ミャンマー
14年8月7日発効

モザンビーク
14年8月29日発効

豪州（経済連携協定）
15年1月15日発効

コロンビア
15年9月11日発効

カザフスタン
15年10月25日発効

ウクライナ
15年11月26日発効

モンゴル（経済連携協定）
16年6月7日発効

サウジアラビア
17年4月7日発効

ウルグアイ
17年4月14日発効

イラン
17年4月26日発効

オマーン
17年7月21日発効

ケニア
17年9月14日発効

イスラエル
17年10月5日発効

TPP（経済連携協定）
16年2月4日書名

【大筋・実質合意・交渉妥結】
（投資協定）アラブ首長国連邦（UAE）、アルゼンチン、アルメニア
（経済連携協定）ASEAN、EU

【交渉中】
（投資協定）アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、コートジボワール、セネガル、ジョージア、タンザニア、トルクメニスタン、ナイジェリア、バーレーン、モロッコ、ヨルダン、キルギス、ザンビア
（経済連携協定）RCEP、カナダ、トルコ、日中韓

（2）法的規律の概要

①伝統的な「保護型」の投資協定と NAFTA 投資章を代表とする「自由化型」の投資協定

従来、二国間投資協定は、投資受入国（ホスト国）による収用や法律の恣意的運用などのリスクから守り投資国の投資財産や投資家を保護する目的で締結されてきた。これらは「保護型」の投資協定と呼ばれる伝統的な協定であり、投資後の内国民待遇・最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平な待遇、収用補償、送金の自由、締約国間の紛争処理、投資受入国と投資家との間の紛争処理などを主要な要素とする協定である。現在世界で約 2,900 ある投資協定の大半が「保護型」の投資協定である。これに対し、投資後の待遇を保護するのみでなく、外資規制など投資の参入障壁についても投資協定で扱うべきであるとする考えが 1990 年代から起こり、これを取り入れて、投資後に加え投資許可段階を含めた内国民待遇・最恵国待遇の規定を盛り込んだ投資協定が結ばれ始めた。NAFTA の投資章が代表的である。これらは「自由化型」の投資協定と呼ぶことができる。

②投資協定における主要要素

投資協定には、いわゆる「保護型」の投資協定と、投資保護及び自由化の双方の要素を含んだ「自由化型」の投資協定の 2 タイプがあることは前述のとおりであるが、ここでは後者の「自由化型」の投資協定の主要要素を概説する。なお、投資協定に含まれる要素は協定ごとに様々であり、必ずしもあらゆる投資協定にこれらの要素すべてが含まれるわけではない。

（a）投資財産及び投資家の定義

投資協定においては、通常その冒頭で、協定の適用対象となる投資財産及び投資家の定義が規定される。

投資財産については、「投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産」などのように、比較的広範な定義がなされることが多い。とりわけ重要なのは、現地子会社等の出資会社・支店である。なお、「間接」に「所有」されるというのは、親会社―子会社―孫会社の関係のように、資本関係が連続している場合の親会社と孫会社の関係等を意味し、第三国を経由するか同一国内で資本関係を有するかを問わない。なお、米国及びそれに影響を受けた南米諸国の投資協定では、具体的な要件として、資本その他の資源の出資、収益又は利得の期待、リスクの引受けの 3 つを要件として例示して規定することが多い。

投資家については、「締約国の法令によりその国籍を有する自然人」又は「締約国の企業」と定義とすることが多く、こちらも広範な規定が多い。ただし、協定によっては、投資家が「実質的な事業活動を行っていること」を条件としたり、実質的な事業活動を行っていない投資家について、第三国企業に支配又は所有されている場合には、投資家と認められるとしてもなお「協定上の利益を否認することができる」旨規定したりすること（利益否認規定）もある。

なお、投資家及びその投資財産が当該投資協定の保護を受けるか否かは、しばしば仲裁において争いとなる。

（b）内国民待遇（NT）・最恵国待遇（MFN）

条文の書きぶりとしては、一般に、「締約国は“投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享受、売却その他の処分”という一連の投資活動に関し、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える」と規定される。「保護型」の投資協定の場合は、投資が既に投資受入国に対して行われた後の段階にのみ内国民待遇・最恵国待遇を付与するため、「設立、取得、拡張」の部分が除かれ、「投資財産の経営、管理…その他の処分について内国民待遇・最恵国待遇を付与する」と規定されることが多い。

最恵国待遇は、複数加盟国を持つ WTO 協定では、加盟国の物品・サービス等について、等しい待遇を与えることを意味するが、二国間投資協定の場合は、投資家又はその投資財産に対して、最も有利な待遇が与えられている第三国の投資家又はその投資財産の待遇と同一の待遇を確保することを意味する。最恵国待遇については、通常の投資協定で第三国に付与している待遇を与えることはもちろんであるが、それを超えて FTA/EPA や関税同盟を通じて締約国が第三国に付与している待遇も与えるかどうかが交渉において問題となり、FTA/EPA や関税同盟での待遇は MFN の例外となる場合がある。

（c）公正衡平待遇（Fair and Equitable Treatment）

我が国が締結したものを含め多くの投資協定が、投

資財産に対して「公正かつ衡平な待遇（fair and equitable treatment）」及び「十分な保護及び保障（full protection and security）」を与える義務を定める。この規定は、投資受入国が投資財産に対して一定の待遇を与えることを目的としており、内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対し、公正衡平待遇は絶対的に維持すべき待遇の水準を規定する。

公正衡平待遇が具体的にどのような待遇を指すかについては、条文の文言やその文脈、協定の目的、個別具体的な事情等によって決まるが、仲裁では、公正衡平待遇が、国際慣習法による最低基準を指すのか、あるいは国際慣習法による最低基準以上の待遇を指すのかが議論されてきた。条文の文言上は、「国際慣習法に従って（in accordance with customary international law）」と明示的に規定するものもあれば、国際慣習法との関係を何も規定しない結果、協定上の独自の水準を定めるものと解釈されるものが見られる。なお、NAFTA 第 1105 条第 1 項は、「国際法に従って」公正衡平待遇を与える義務を規定するが、Pope and Talbot 事件で、NAFTA が北米三国間により一層強固な経済関係を築く目的で締結されたものであることなどから、国際慣習法上の義務のみでなく、これに付加的なものを含むとの判断が下されたこと、また、S.D. Myers 事件では NAFTA 上の他の規定に違反する場合には、必然的に公正衡平待遇義務にも違反するとの判断が下されたことから、米国を中心にこの規定の解釈について批判の声があがり、これを受ける形で 2001 年 8 月 1 日に NAFTA 自由貿易委員会（NAFTA Free Trade Commission）は、公正衡平待遇義務は国際慣習法上の最低基準を付与するものであり、それ以上の待遇を求めるものではないこと、NAFTA 上又は他の国際協定の公正衡平待遇義務以外の義務の違反があったことによって、公正衡平待遇義務違反があったこととはならないことを確認する覚書（Notes of Interpretation of Certain Chapter 11 Provisions）を公表し、この義務の範囲に制限をかけるような試みが行われ、その後の NAFTA の仲裁事件はこの覚書の解釈に事実上従っている。ただし、国際慣習法上の最低基準の理解次第では、いずれの立場をとっても実際にはあまり変わらないことになる。

公正衡平待遇の具体的な内容としては、外国投資家の投資財産保護に関する相当な注意、適正手続、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の正当な期待の保護等が挙げられてきた。

（d）国が投資家との関係で引き受けた義務の遵守義務（アンブレラ条項）

現地子会社等の投資財産と投資受入国政府との間で契約（例えば、インフラプロジェクトや資源開発に関するもの）が締結される場合のように、投資受入国が個別の投資に関して負った義務を履行するよう投資協定において義務づける規定である。投資受入国が負う義務を包括的にカバーするという意味で、アンブレラ（傘）条項と呼ばれる。投資契約上の義務などの違反が、同時に協定上の義務違反を構成することになるため、たとえば契約違反の有無をめぐって投資家と投資受入国間で紛争が発生した場合には、契約に関する紛争解決手続きに加えて、協定上の紛争解決手続き（投資家対国家の仲裁など）も利用可能となることが、投資家にとっての利点である。アンブレラ条項は多くの投資協定に盛り込まれてきたが、近年、投資受入国が負う義務のどの範囲がアンブレラ条項によってカバーされるか否かが仲裁判断で問題となっている。

（e）特定措置の履行要求（パフォーマンス要求、PR（Performance Requirement））の禁止

締約国が、他方の締約国の投資家の投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の、投資家の自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）を行ってはならない旨を規定する。

第一に、輸出制限、ローカルコンテンツ要求（原材料や物品・サービスの現地調達要求）や輸出入均衡要求は、WTO の TRIMs 協定で「貿易歪曲効果の強い投資措置」として禁止されているが、投資協定ではさらに、輸出要求、国内販売制限要求、技術移転要求、役員国籍要求、自国民雇用要求、事業本部要求、研究開発要求、独占的供給要求も「パフォーマンス要求」として禁止されることがある。この概念は締結を見ずに頓挫した OECD の MAI 交渉での議論を引き継いでいる。

また、パフォーマンス要求は絶対禁止項目と、利益付与の条件としての要求であれば許容される項目の 2 種類あり、TRIMs 協定で厳格に禁止されているローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求については、WTO との整合性を確保するために前者がとられ、その他の自国民雇用要求や技術移転要求などの項目については、投資誘致政策の余地を締約国に残すために後者が採用

される場合が多い。

加えて、近年締結された日モザンビーク投資協定、日ミャンマー投資協定、日モンゴル EPA、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、日イスラエル投資協定においては、新たに、技術契約におけるロイヤルティに関する規制を禁止する条項を含めるなど、当該条項の一層の充実を図っている。こうした条項は、研究開発活動に対する正当な対価を回収するうえで、重要な意義がある。

＜図表 III-5-3＞ネガティブリストの例（現状維持義務ありの場合）

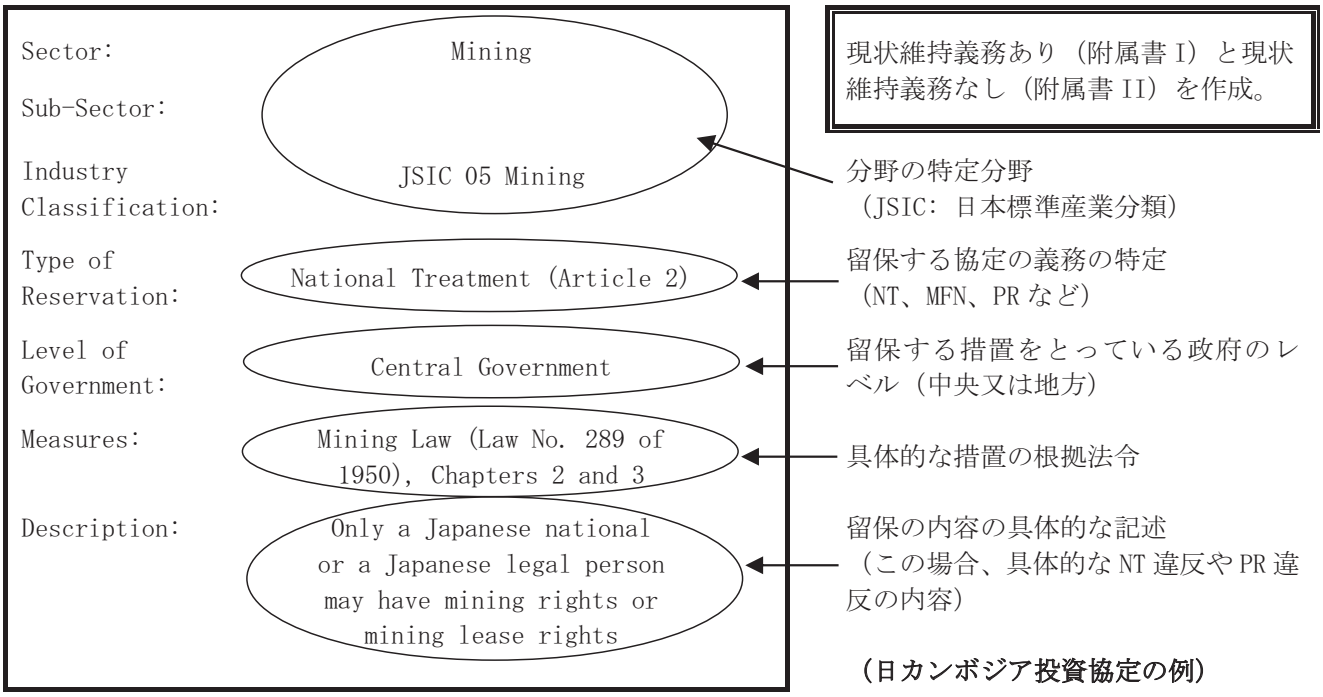

（日カンボジア投資協定の例）

（f）自由化義務の形式

自由化義務を確認する形式には、締約国が「約束表」に、例外として列挙した分野以外はすべて NT、MFN 及び PR 禁止の義務を認める方式（ネガティブリスト方式）と、「約束表」に記載した分野と内容のみ自由化義務を負う方式（ポジティブリスト方式）がある。

「保護型」の投資協定では投資後の段階を扱うため、約束表を付けないことが一般的である。「自由化型」の投資協定では、我が国、米国、カナダ、シンガポールなどの先進国は、透明性と法的安定性のより高いネガティブリスト方式を採り（NAFTA 投資章ほか）、途上国の一部は、外国投資規制の政策的余地を残す観点から、WTO・GATS と同様のポジティブリストを指向することが多い（豪タイ FTA 投資章、印星 CECA 投資章印側約束表ほか）。

ネガティブリストの場合、一般に、NT、MFN 及び PR 禁止義務に適合しない措置を「維持」又は「採用」できる、「現状維持義務（スタンドスティル）なし」のリストと、協定発効時に存在する NT、MFN 及び PR 禁止義務に適合しない措置を「維持」できるが、これを協定に適合しない方向に改訂することや、新たな協定非適合措置を採用すること、一度措置を協定に適合する方向に緩和した場合に再度措置の強化ができないこと（ラチェット義務。一方向にしか回転しない歯車 Ratchet に由来）を規定する「現状維持義務・ラチェットあり」のリストの 2 種類を作成することが一般的である。

可能な限り多くの分野に現状維持義務をかけることにより、投資家が直面しうる法制度面でのリスク（国内制度が変更されるリスク）を軽減することができる。その一方で締約国は、武器産業や原子力産業など、国の安全保障にかかわるような特にセンシティブな分野を「現状維持義務なし」のリストに登録し、そうでないものは「現状維持義務・ラチェットあり」のリストに登録することによって、必要な規制を行う余地を残しつつ、自国の外資政策に法的安定性を持たせている。特に、NAFTA 投資章等で採用しているネガティブリストには、①分野（小分野）、②関連する義務、③措置

の法的根拠、④概要が記載され、投資受入国の法令の透明性確保に資するものとなっている。例えば、日ウズベキスタン投資協定では、日本は次の分野を留保しており、他国との協定における留保分野もほぼ同じ内容となっている。

銀行業、熱供給業、情報通信業、医薬品製造業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業及び関連するサービス、警備業、運輸業、上水道業

（現状維持義務（スタンドスティル）なし）

公的企業等の持分・資産の移転又は処分、電信サービス･郵便サービス等の自由化等に係る措置､補助金、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業（電力、ガス、原子力）、漁業、放送業、土地取引、法の執行等に係るサービス･社会事業サービス(所得保障、社会保障、社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等)

（g）収用及び補償

投資家の投資財産を締約国が収用（国有化も含む）する場合、①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続に則って行われること、⑤補償は収用時の公正な市場価格とすることが条件として規定される。国家による財産権の移転を伴う直接の収用のみでなく､｢収用と同等の措置」によるもの（間接収用）を含む。

間接収用とは、締約国による恣意的な許認可の剥奪や生産数量の上限設定といった政策措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害され、投資財産の財産権が締約国に移転することはないものの、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置を指す。間接収用については、1990年代後半の仲裁事例（例えばNAFTAにもとづくMetalclad事件。メキシコ州政府の執った環境規制措置が間接収用を構成するとして協定義務違反に問われたもの。詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述。）がきっかけとなり、締約国のとる規制措置がどの程度まで補償（又は賠償）の必要な「収用と同等の措置」とみなされるかが議論されるようになった。これらの仲裁判断を受けて、近年米国の締結するFTA/BITなどでは、間接収用について、ケースバイケースの検討が必要であり、その検討にあたっては、特に「①締約国の措置が投資財産に不利な経済的効果を与えたとしても、それのみでは間接収用を構成しないこと、②締約国の行為が投資財産から生じる明確で正当な期待を妨げた範囲、③締約国の措置の性質」という３つの要素を考慮すること、④公衆衛生、安全、環境等公共の福祉を守る目的で立案された無差別の規制措置については、稀な例外を除いて間接収用に該当しない旨が規定されている。もっとも、そのような規定がなくとも、仲裁判断例においては、国家の規制権限の正当な行使が「収用と同等の措置」とされたことはない。

（h）争乱からの保護

武力紛争、国内争乱、革命等によって投資財産が損害を被った場合に､損害賠償及びその他解決に関して、投資受入国投資家や第三国投資家に劣後しない待遇を保証するものである。

（i）代位

投資財産に損害が生じた場合に発生する投資家の請求権に関し、締約国又はその指定する機関による代位等について定める規定である。例えば、自然災害や現地企業の倒産などによって投資家が何らかの損害を被った場合、当該投資家は保険機関等から保険契約等に基づき支払いを受ける。この場合、投資家に支払いを行った当該保険機関等が、投資家が持っていた権利を引き継いで行使できる旨を規定したもの。我が国では、株式会社日本貿易保険や株式会社国際協力銀行が提供する保険および保証契約に適用される。

（j）資金の移転

他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての支払等が、遅滞なく自由に移転されることを確保するよう締約国に義務づける規定。この規定があることで、本国から投資受入国への送金や、投資受入国で上げた収益を本国に送金するなどの自由を確保し、円滑な事業環境が保証されることになる。

（k）国家間紛争処理

協定の解釈又は適用について締約国間で争いが生じた場合､まずは締約国間で協議を行うが､協議によっても解決に至らなかった場合は、当該紛争は仲裁裁判所に付託することが可能となる。二国間投資協定と異なり、EPA/FTA においては、国家間の紛争処理規定は投資章も含めたEPA/FTA協定全体に係るために､通常、投資章でなく協定全体に係る章で規定される（詳細は「第８章国家間における紛争解決」にて後述）。

（1）投資家対国家の紛争処理（ISDS）

投資家と投資受入国との間で紛争が起こり、協議によっても解決されなかった場合、投資家が投資紛争をICSID（投資紛争解決国際センター）やUNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の仲裁規則に則った仲裁に付託できる旨を定める（詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述）。EPA/FTA では投資章で規定される。

（m）一般的例外及び安全保障例外

締約国は、たとえば、公の秩序の維持、人・動物又は植物の生命又は健康の保護、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な場合には、協定に適合しない例外的な措置をとることができる旨規定される。仲裁廷において、どのような措置がこのような例外措置に該当するか否か（例えば、経済危機の状況下における政府の措置は例外措置にあたるか否か）等が争われており、この点に関連し、近年では、国際慣習法上の緊急避難と本条との関係性（射程、要件、法的性質等の差異）が問題になることも多い。

（3）我が国の投資協定締結の現状（EPA 投資章含む）

2017 年 12 月末現在、我が国では 29 の投資協定と 12 の EPA 投資章が発効している（署名済であるが発効していない協定として TPP がある）。EPA 投資章の内容は二国間投資協定の内容とほぼ同一である。したがって実質的には合計 41 の投資協定が発効していることとなる。

（投資協定）

① エジプト　：1977 年 1 月署名（1978 年 1 月発効）
② スリランカ　：1982 年 3 月署名（1982 年 8 月発効）
③ 中国　：1988 年 8 月署名（1989 年 5 月発効）
④ トルコ　：1992 年 2 月署名（1993 年 3 月発効）
⑤ 香港　：1997 年 5 月署名（1997 年 6 月発効）
⑥ パキスタン　：1998 年 3 月署名（2002 年 5 月発効）
⑦ バングラデシュ　：1998 年 11 月署名（1999 年 8 月発効）
⑧ ロシア　：1998 年 11 月署名（2000 年 5 月発効）
⑨ 韓国　：2002 年 3 月署名（2003 年 1 月発効）
⑩ ベトナム　：2003 年 11 月署名（2004 年 12 月発効）
※2008 年 12 月に署名した日ベトナム EPA に組み込まれている。
⑪ カンボジア　：2007 年 6 月署名（2008 年 7 月発効）
⑫ ラオス　：2008 年 1 月署名（2008 年 8 月発効）
⑬ ウズベキスタン　：2008 年 8 月署名（2009 年 9 月発効）
⑭ ペルー　：2008 年 11 月署名（2009 年 12 月発効）
※2011 年 5 月に署名した日ペルーEPA に組み込まれている。
⑮ パプアニューギニア　：2011 年 4 月署名（2014 年 1 月発効）
⑯ コロンビア　：2011 年 9 月署名（2015 年 9 月発効）
⑰ クウェート　：2012 年 3 月署名（2014 年 1 月発効）
⑱ 中国・韓国　：2012 年 5 月署名（2014 年 5 月発効）
⑲ イラク　：2012 年 6 月署名（2014 年 2 月発効）
⑳ サウジアラビア　：2013 年 4 月署名（2017 年 4 月発効）
㉑ モザンビーク　：2013 年 6 月署名（2014 年 8 月発効）
㉒ ミャンマー　：2013 年 12 月署名（2014 年 8 月発効）
㉓ カザフスタン　：2014 年 10 月署名（2015 年 10 月発効）
㉔ ウルグアイ　：2015 年 1 月署名（2017 年 4 月発効）
㉕ ウクライナ　：2015 年 2 月署名（2015 年 11 月発効）
㉖ オマーン　：2015 年 6 月署名（2017 年 7 月発効）

㉗　イラン　：2016年2月署名
（2017年4月発効）
㉘　ケニア　：2016年8月署名
（2017年9月発効）
㉙　イスラエル　：2017年2月署名
（2017年10月発効）

（経済連携協定）
※①日シンガポールEPA　：2002年1月署名
（2002年11月発効）
※②日メキシコEPA　：2004年9月署名
（2005年4月発効）
※③日マレーシアEPA：2005年12月署名
（2006年7月発効）
※④日フィリピンEPA：2006年9月署名
（2008年12月発効）
※⑤日チリEPA　：2007年3月署名
（2007年9月発効）
※⑥日タイEPA　：2007年4月署名
（2007年11月発効）
※⑦日ブルネイEPA　：2007年6月署名
（2008年7月発効）
※⑧日インドネシアEPA　：2007年8月署名
（2008年7月発効）
※⑨日スイスEPA　：2009年2月署名
（2009年9月発効）
※⑩日インドEPA　：2011年2月署名
（2011年8月発効）
※⑪日豪EPA　：2014年7月署名
（2015年1月発効）
※⑫日モンゴルEPA　：2015年2月署名
（2016年6月発効）
※⑬TPP　：2016年2月署名

（注）日ベトナムEPA、日ペルーEPAでは、二国間投資協定を準用している。

＜図表 III-5-4＞我が国の投資協定の要素

協定名称（発効年月）		日エジプト投資協定（1978.1）	日スリランカ投資協定（1982.8）	日中投資協定（1989.5）	日トルコ投資協定（1993.3）	日香港投資協定（1997.6）	日バングラデシュ投資協定（1999.8）
投資財産の定義		すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産（国内法に従ってとの制限あり）	すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	×	×	×	×	×	×
	参入後	○	○	△（公の秩序、国の安全、国民経済の健全な発展のために必要な措置は法令に従って差別可）	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○（住宅事業はアラブ諸国連盟例外）	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止		×	×	×	×	×	×
	－輸出規制	－	－	－	－	－	－
	－原材料調達要求	－	－	－	－	－	－
	－物品・サービス現地調達要求	－	－	－	－	－	－
	－輸出入均衡要求	－	－	－	－	－	－
	－輸出要求	－	－	－	－	－	－
	－国内販売制限	－	－	－	－	－	－
	－役員国籍要求	－	－	－	－	－	－
	－自国民雇用要求	－	－	－	－	－	－
	－事業本部要求	－	－	－	－	－	－
	－研究開発要求	－	－	－	－	－	－
	－技術移転要求	－	－	－	－	－	－
	－ロイヤルティ規制	－	－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	－	－	－	－	－	－
留保表の有無（ネガティブリスト）		×	×	×	×	×	×
公正衡平待遇		△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	○	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	△（損害補償の MFN のみ）	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	△（MFN のみ）	○	○	○
送金の自由		○	○	△（国内法令により為替制限可能）	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	○	×	○
透明性（法令公表）		×	×	×	×	×	×
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	×
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
紛争処理（国対投資家）		○	○	△（収用補償額にかかる事実のみ国際仲裁への事前の付託合意）	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	○	○	○	○	○
合同委員会		×	×	△（簡素な規定）	×	×	×
備考		航空機登録・船舶の取得は NT の例外、不動産は相互主義	航空機登録・船舶の取得は NT の例外あり、不動産は相互主義		航空機登録・船舶の取得、不動産の取得、銀行の追加的支店設置は NT の例外	航空機登録・船舶の取得は NT の例外	航空機登録・船舶の取得は NT の例外

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日ロシア投資協定（2000.5）	日モンゴル投資協定（2002.3）	日パキスタン投資協定（2002.5）	日シンガポールEPA（投資章）（2002.11）	日韓投資協定（2003.1）	日ベトナム投資協定（2004.12）
投資財産の定義		すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産	すべての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	×	×	○	○	○	
	参入後	○	○	○	○	○	
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	×（配慮する義務）	○（FTA 例外あり）	○（FTA 例外あり）	
	参入後	○（旧ソ連例外あり）	○	×（配慮する義務）	○（FTA 例外あり）	○（FTA 例外あり）	
パフォーマンス要求（PR））の禁止		△（4）（参入後のみ）	△（4）（参入後のみ）（TRIMs 準用）	×	○（9）	○（11）	○（10）
	－輸出規制	○	－	－	×	×	×
	－原材料調達要求	○	－	－	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	－	－	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	－	－	○	○	○
	－輸出要求	×	－	－	○	○	○
	－国内販売制限	×	－	－	○	○	○
	－役員国籍要求	×	－	－	×	○	○
	－自国民雇用要求	×	－	－	×	○	×
	－事業本部要求	×	－	－	○	○	○
	－研究開発要求	×	－	－	○	○	○
	－技術移転要求	×	－	－	○	○	○
	－ロイヤルティ規制		－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	×	－	－	○	○	○
留保表の有無（ネガティブリスト）		×	×	×	○	○	○
公正衡平待遇		○	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	△（不断の保護及び保障を受ける規定のみ）	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	×	×	×	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	○	○	●	○	○
透明性（法令公表）		○	○	×	●	○	○
パブリックコメント努力義務		×	×	×	×	×	●（EPA）
汚職防止努力義務		×	×	×	×	×	×
紛争処理（国対投資家）		○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		△（友好的協議のみ）	○	○	●	○	○
合同委員会		×	△（簡素な規定）	×	○	○	○
備考		航空機登録・船舶の取得はNTの例外	航空機登録・船舶の取得はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外			日ベトナムEPAに準用

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日メキシコ EPA（投資章）（2005.4）	日マレーシア EPA（投資章）（2006.7）	日チリ EPA（投資章）（2007.9）	日タイ EPA（投資章）（2007.11）	日カンボジア投資協定（2008.7）	日ブルネイ EPA（投資章）（2008.7）
投資財産の定義		限定列挙（短期貸付・国営企業向け貸付等を除く）	すべての投資財産（法令に基づく権利は状況による、行政判断や命令は除く）	すべての投資財産	限定列挙（直接投資、知財、輸出入に係る債権等）	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○（ポートフォリオ投資を除く）	○	○	○	
	参入後	○	○	○	○	○	
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	○	○	
	参入後	○	○	○	○	○	
パフォーマンス要求（PR））の禁止		○（8）	△（TRIMs 準用）	○（8）	△（非サービス業のみ）	○（11）	△（TRIMs 準用）
	－輸出規制	×	○	×	×	×	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	×	○	○	○	×
	－国内販売制限	○	×	○	×	○	×
	－役員国籍要求	○	×	○	×	○	×
	－自国民雇用要求	×	×	×	×	△（留保）	×
	－事業本部要求	×	×	×	×	○	×
	－研究開発要求	×	×	×	×	○	×
	－技術移転要求	○	×	○	×	○	×
	－ロイヤルティ規制	－	－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	○	×	○	×	○	×
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	○	○	△（ポシティヴリスト）	○	○
公正衡平待遇		○	○	●	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		×	×	×	×	○	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	×	●	○	×
透明性（法令公表）		○	●	○	○	○	●
パブリックコメント努力義務		●	●	●	●	○	●
汚職防止努力義務		×	×	×	●	○	×
紛争処理（国対投資家）		○	△（NT・PR を除外）	○	△（PR、参入段階を除外）	○	△（参入後のみ）
紛争処理（国対国）		●	●	●	●	○	●
合同委員会		●	○	●	○	○	○
備考							

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日インドネシアEPA（投資章）（2000.7）	日ラオス投資協定（2008.8）	日フィリピンEPA（投資章）（2008.12）	日ウズベキスタン投資協定（2009.9）	日スイスEPA（投資章）（2009.9）	日ペルー投資協定（2009.12）
投資財産の定義		全ての投資財産（ポートフォリオ投資には一定の制限、第三国経由の投資は除外の可能性あり）	全ての投資財産（判断や命令は除く）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産（一部の金融財産は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	○	○（FTA例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止		○（9）	○（11）	○（11）	○（12）	△（TRIMs準用）	○（9）
	－輸出規制	×	×	×	○	○	×
	－原材料調達要求	○	△（留保）	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	△（留保）	○	○	×	○
	－国内販売制限	○	○	○	○	×	○
	－役員国籍要求	○	○	○	○	×	△（留保）
	－自国民雇用要求	×	△（留保）	○	○	×	×
	－事業本部要求	○	○	○	○	×	○
	－研究開発要求	○	○	○	○	×	×
	－技術移転要求	×	△（留保）	○	○	×	○
	－ロイヤルティ規制	－	－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	○	○	○	○	×	○
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	○	○	○	○	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		×	○	×	○	○	△（前文に規定）
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		●	○	●	○	●	○
透明性（法令公表）		●	○	●	○	●	○
パブリックコメント努力義務		●	×	●	○	×	●（EPA）
汚職防止努力義務		●	○	○	○	×	○
紛争処理（国対投資家）		○	○	×（再協議）	○	△（参入段階は同意必要）	○
紛争処理（国対国）		●	○	●	○	●	○
合同委員会		○	○	○	○	●	○
備考							日ペルーEPAに準用

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日インド EPA（投資章）（2011.8）	日パプアニューギニア投資協定（2014.1）	日クウェート投資協定（2014.1）	日イラク投資協定（2014.2）	日中韓投資協定（2014.5）	日ミャンマー投資協定（2014.8）
投資財産の定義		全ての投資財産（総則章に規定）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	△（既存の非適合措置を一括留保）	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×	×（努力義務）	○	×（努力義務）	○（FTA 例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○（紛争処理手続きは適用外）	○（FTA 例外あり）	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止		○（9）	○（11）（参入後のみ）	○（12）	△（5）（参入後のみ＆協議）	△（TRIMs 準用に加え、技術移転と輸出の要求について不当又は差別的な措置を禁止）	○（11）
	－輸出規制	○	○	○	×	○	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	○	○	△（不当又は差別的措置を禁止）	○
	－国内販売制限	×	○	○	×	×	○
	－役員国籍要求	△（留保）	×	○	×	×	○
	－自国民雇用要求	×	○	○	×	×	×
	－事業本部要求	×	○	○	×	×	○
	－研究開発要求	×	○	○	×	×	○
	－技術移転要求	△（留保）	○	○	○	△（不当又は差別的措置を禁止）	○
	－ロイヤルティ規制	－	－	－	－	－	○
	－独占的供給要求	○	○	○	×	×	○
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	○	○	△（仲裁付託には事前合意必要）	○	○
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○（承認手続き期間は約 1 か月とし、2 か月を超えてはならない）	○
投資家の入国申請への配慮		×	○	○	○	○	○
透明性（法令公表）		●	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		×	○	×	×	○	○
汚職防止努力義務		●	○	○	○	×	○
紛争処理（国対投資家）		○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		●	○	○	○	○	○
合同委員会		●	○	○	○	○	○
備考		総則章に安全保障例外に関する詳細規定あり	投資設立の条件に関する法令適用は、NT、MFN、PR の手対象外		PR は完全禁止ではなく、事前協議を条件に行う余地あり	参入後の NT の既存の非適合措置の範囲について合同委で討議すると規定	

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日モザンビーク投資協定（2014.8）	日豪EPA（投資章）（2015.1）	日コロンビア投資協定（2015.9）	日サウジアラビア投資協定（2017.4）	日カザフスタン投資協定（2015.10）	日ウルグアイ投資協定（2017.4）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産（公的債務は除外）	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	×	○（FTA例外あり）	○
	参入後	○	○	○	○（FTA例外あり）	○（FTA例外あり）	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止		○（11）	○	○（9）	×	○（11）（参入後のみ）	○（8）
	－輸出規制	○	×	×	×	○	×
	－原材料調達要求	○	○	○	×	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	×	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	×	○	○
	－輸出要求	○	○	○	×	○	○
	－国内販売制限	○	○	○	×	○	○
	－役員国籍要求	○	○（SMBD）	○	×	○	○（SMBD）
	－自国民雇用要求	×	×	×	×	○	×
	－事業本部要求	○	×	○	×	○	×
	－研究開発要求	○	×	×	×	○	×
	－技術移転要求	○	○	○	×	○	○
	－ロイヤルティ規制	○	－	－	－	－	－
	－独占的供給要求	○	○	○	×	○	○
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	○	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	×	△（仲裁付託には事前合意必要、私契約の紛争解決手続優先）	×	○	△（書面での契約について、権限の範囲内で可能なすべてのことを行う）
収用と補償		○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関するNT及びMFN		○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	×	○	○	○	○
透明性（法令公表）		○	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務		○	○	○	×	○	○
汚職防止努力義務		○	×	○	×	○	○
紛争処理（国対投資家）		○	×（再協議）	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	●	○	○	○	○
合同委員会		○	○	○	○	○	○
備考				○			（※PRの技術ライセンス契約への介入の禁止等は発効後３年で再協議）

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

協定名称（発効年月）		日ウクライナ投資協定（2015.11）	日モンゴルEPA（投資章）（2016.6）	日オマーン投資協定（2017.7）	TPP（投資章）（2016.2 署名）	日イラン投資協定（2017.4）	日ケニア投資協定（2017.9）	日イスラエル投資協定（2017.10）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産（公的債務、一部の商業取引債権は除外）
内国民待遇（NT）	参入段階	×	○	×	○	×	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	×（努力義務）（FTA 例外あり）	○	×	○	×	○（FTA 例外あり）	○（FTA 例外あり）
	参入後	○（FTA 例外あり）	○	○（FTA 例外あり）	○	○（FTA 例外あり）	○（FTA 例外あり）	○（FTA 例外あり）
パフォーマンス要求（PR）の禁止		○	○（10）	×	○（10）	○（3）（参入後のみ）	○（2）（参入後のみ）	○（13）
	－輸出規制	○	○	×	×	○	×	○
	－原材料調達要求	○	○	×	○	×	×	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	×	○	×	×	○
	－輸出入均衡要求	○	○	×	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	×	○	○	○	○
	－国内販売制限	○	○	×	○	×	×	○
	－役員国籍要求	×	○	×	○（SMBD）	×	×	○（SMBD）
	－自国民雇用要求	○	○	×	×	×	×	○
	－事業本部要求	○	○	×	×	×	×	○
	－研究開発要求	○	×	×	×	×	×	○
	－技術移転要求	○	×	×	○	×	×	○
	－ロイヤルティ規制	－	○	－	○	－	－	○
	－独占的供給要求	○	○	×	○	×	×	○
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	○	×	○	×	×	○
公正衡平待遇		○	○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○	○	△（仲裁付託には事前合意必要）	△（投資契約条項）	○	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮		○	●	○	●	×	○	×
透明性（法令公表）		○	●	○	●	×	○	○
パブリックコメント努力義務		○	●	×	●	×	×	×
汚職防止努力義務		○	●	○	●	×	×	×
紛争処理（国対投資家）		○	○	○	○	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	●	○	●	○	○	○
合同委員会		○	○	○（協議）	●	○	○（協議）	○
備考		○	○	×	○	×	×	○

注１　●は他の章で規定されている要素
注２　パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す
注３　署名済みの協定は、国会が承認したものに限る

（４）諸外国における投資協定（EPA/FTA 投資章を含む）

＜図表Ⅲ - 5－5＞　諸外国における投資協定の要素

協定名称（発効年月）		NAFTA（1994 年 1 月発効）	米豪 FTA（2005 年 1 月発効）	米韓 FTA（2012 年 1 月発効）	シンガポール・インド FTA（2005 年 8 月発効）	ASEAN 投資協定（2012 年 3 月発効）
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○	○	○	×	○
	参入後	○	○	○	×	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止（注 5）		○（8）	○（8）	○（8）	○（TRIMs 準用）	○（TRIMs 準用）
	－輸出規制	×	×	×	○	○
	－原材料調達要求	○	○	○	○	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	○	○	○	○
	－輸出入均衡要求	○	○	○	○	○
	－輸出要求	○	○	○	×	×
	－国内販売制限	○	○	○	×	×
	－役員国籍要求	○	○	○	○	○
	－自国民雇用要求	×	×	×	×	×
	－事業本部要求	×	×	×	×	×
	－研究開発要求	×	×	×	×	×
	－技術移転要求	○	○	○	×	×
	－独占的供給要求	○	○	○	×	×
留保表の有無（ネガティブリスト）		○	○	○	△（ポシティヴリスト）	（注１）
公正衡平待遇		○	○	○	×	○
約束の遵守義務（アンブレラ条項）		○（国対投資家の紛争処理手続に類似規定）	×	○（国対投資家の紛争処理手続に類似規定）	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	○	○
送金の自由		○	○	○	○	○
紛争処理（国対投資家）		○	×	○	○	○
紛争処理（国対国）		○	○	○	○	○

（注 1）署名後 6 ヶ月以内に ASEAN 事務局へ留保表を提出することを規定。
（注 2）留保表、MFN 及び TRIMs プラスの PR 禁止について、協定発効後 5 年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、NT、MFN、役員国籍要求の禁止は、未適用。なお、TRIMs は協定発効時からラオスを除いて適用（第 27 条）。
（注 3）フィリピンとの紛争を ICSID へ付託する場合は書面の合意が必要。
（注 4）留保表について、協定発効後 3 年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、NT は未適用。
（注 5）パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す。

協定名称 （発効年月）		韓 ASEAN FTA （2012 年 5 月発効）	中国 ASEAN FTA （投資章） （2010 年 1 月発効）	豪 NZ-ASEAN FTA （投資章） （2010 年 1 月発効）	印 ASEAN 投資協定 （2014 年 11 月署名）	中韓 FTA （2015 年 12 月発効）
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民待遇（NT）	参入段階	○ （注 2）	×	○ （注 2）	○	×
	参入後	○ （注 2）	○ （既存非適合措置は一括留保）	○	○	○
最恵国待遇（MFN）	参入段階	○ （注 2）	○ （広範な例外あり）	× （継続協議）	×	○
	参入後	○ （注 2）	○ （広範な例外あり）	× （継続協議）	×	○
パフォーマンス要求（PR））の禁止 （注 5）		○ （注 2）	×	○ （注 2）	×	○ （TRIMs 準用、技術輸出・移転につき、不合理又は差別的な措置を禁止）
	－輸出規制	○	×	○	×	○
	－原材料調達要求	○	×	○	×	○
	－物品・サービス現地調達要求	○	×	○	×	○
	－輸出入均衡要求	○	×	○	×	○
	－輸出要求	×	×	×	×	×
	－国内販売制限	×	×	×	×	×
	－役員国籍要求	○	○	○	×	×
	－自国民雇用要求	×	×	×	×	×
	－事業本部要求	×	×	×	×	×
	－研究開発要求	×	×	×	×	×
	－技術移転要求	×	×	×	×	△ （不合理な措置又は差別的な措置を禁止）
	－独占的供給要求	×	×	×	×	×
留保表の有無 （ネガティブリスト）		（注 2）	－	（注 2）	（注 4）	×
公正衡平待遇		○	○	○	○	○
約束の遵守義務 （アンブレラ条項）		×	○	×	×	×
収用と補償		○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT 及び MFN		○	○	○	×	△ （非差別的な待遇）
送金の自由		○	○	○	○	○
紛争処理 （国対投資家）		△ （PR 除外） （注 3）	△ （PR 除外） （注 3）	△ （PR 除外） （注 3）	○ （注 3）	○
紛争処理（国対国）		○	○	○	○	○

（注 1）署名後 6 ヶ月以内に ASEAN 事務局へ留保表を提出することを規定。
（注 2）留保表、MFN 及び TRIMs プラスの PR 禁止について、協定発効後 5 年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、NT、MFN、役員国籍要求の禁止は、未適用。なお、TRIMs は協定発効時からラオスを除いて適用（第 27 条）。
（注 3）フィリピンとの紛争を ICSID へ付託する場合は書面の合意が必要。
（注 4）留保表について、協定発効後 3 年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、NT は未適用。
（注 5）パフォーマンス要求（PR）の禁止に記載されている数字は禁止項目の総数を指す。

（５）EU の国際投資ルールに関する取組

EU 加盟国は、これまでに 1,200 以上にのぼる二国間投資協定を締結し、諸外国における投資保護ルールを整備してきた。他方、EU は、他国との通商条約の中で投資自由化に関する内容は規定してきたが、投資保護に関する規定はほとんどおいてこなかった。しかし、2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により、EU が直接投資保護についての通商交渉権限を持つことが明確化された。

2010 年 7 月に欧州委員会が発表した文書では、投資保護に関する規定として「公正衡平で無差別な待遇の保障、十分な保護と安全、収用への補償、資金移転の自由、投資家対国家の紛争解決（ISDS）」を含める方針が述べられている。また、EU の投資政策は、環境保護、健康や労働の安全、消費者保護、文化的多様性、開発政策、競争政策など、他の政策に適合するものでなければならず、投資家の権利保護だけではなく、社会福祉に貢献する投資を進めることが目的であるとしている。さらに、当面は、インド、シンガポール、カナダ、メルコスールとの FTA 交渉の中で、投資保護の要素も含めることを目指していくとしている。

その他の論点においても、EU と加盟国の権限の抵触が問題となりうる。例えば、EC 設立条約（現 EU 運営条約）には資本移転の制約を規定している一方、EU 加盟国の二国間投資協定の中には、送金の自由を制約する事由を定めていないものがあったため、欧州司法裁判所は、オーストリアやスウェーデン、フィンランドの締結していたそれらの投資協定が EC 設立条約違反であると認定した。また、中東欧諸国が EU 加盟交渉をした際には、これらの国々が第三国と締結していた投資協定と EC 設立条約の関係が問題となり、例えば、チェコは米国と締結していた協定を改訂することとなった。

我が国と EU との間の EPA に関しては、2013 年 4 月に日 EUEPA 交渉の第 1 回会合が開催された。合計 18 回の会合の末、2017 年 12 月 8 日に交渉妥結を確認したが、ただし投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議することとなっている。

2014 年には、交渉が先行していた EU カナダ FTA（CETA）や EU シンガポール FTA が合意に至り、投資ルールを含めた条文が公開されている。

なお、EU とシンガポールとの FTA に関しては 2017 年 5 月に欧州司法裁判所が意見書を提出、対内直接投資については EU が単独で締結権限を有する一方で、対内直接投資以外の投資及び紛争解決手続には EU と EU 加盟国との共有権限が及ぶとの判断を下している。

２．投資を巡る紛争処理

（１）ルールの背景

地域貿易協定（EPA/FTA）及び二国間投資協定（BIT）では、協定の適用・解釈を巡り争いが生じた場合、一方の当事国が他方の当事国を相手取り、仲裁やその他の紛争解決手続に判断を求めうることを規定している。しかし、EPA/FTA や BIT において利用されることは極めて稀である。

一方、大多数の EPA/FTA の投資章及び BIT は、「投資家対国家（投資受入国）」の紛争解決手続（ISDS）を設けている（注）。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を仲裁に付託することを認めるものであり、仲裁廷が投資受入国の協定違反を認定した場合には、投資家が投資受入国から金銭等による賠償を受けることができる。ISDS が存在しなければ、通常、投資家は投資受入国との紛争を当該投資受入国の国内裁判所に提起する以外の法的紛争処理手段がなく、外国企業であるが故に不利な判断を被る可能性や司法制度が未発達なために公正な審理を受けられない可能性がある。また仲裁の利用を試みたとしても、通常、仲裁付託には当事者間の合意が必要であり、紛争が起きてから国家が仲裁付託を認めることは想定しがたい。そこで、多くの EPA/FTA 及び BIT の ISDS 条項は、仲裁付託への事前の包括的な同意を予め締約国が与えることによって、実際に紛争が起きた際に相手国政府の仲裁付託同意を個別に取り付けることなく、投資家が即座に仲裁へ付託できることになる。このように、投資家が公平な審理を受ける機会を確保することによって、ISDS は外国投資に起因する

リスクを低減させる役割を果たしている。

さらに、投資についてはWTOのような多国間の紛争処理ルールがない中、国家間で合意したルールにもとづいて投資家と国家間の紛争を処理することは、当該紛争が国家間の紛争に発展することを防ぐ役割を果たすとともに、投資保護を保証することで投資を誘致したい投資受入国と自国投資家を保護したい投資家本国相互の利益につながると考えられる。

（注）米豪FTAなど、投資家対国家の紛争解決規定がない協定も存在する。ただし、米豪FTAは、一方当事国が、紛争処理に影響する事情に変化があったことを理由に投資家による仲裁申立て手続の設置を検討すべきと考える場合、相手国とその旨協議を行うことができる旨規定している。（第11.16条1項）。

（2）ルールの活用状況

①仲裁付託された案件数の推移

投資を巡る「投資家対国家」の紛争手続（ISDS）は、各国においてBITが締結され始めた1960年代には、既に協定に盛り込まれていた。しかし、当初は、協定による事前の包括的な仲裁への同意の可能性は認識されておらず、協定に基づく仲裁付託件数は1990年まで0であった。1990年に協定に基づく「投資家対国家」の仲裁が初めて成立したこと（AAPL事件）、1996年、NAFTAにおける「Ethyl事件」（米国企業が、カナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に該当するとして主張）において仲裁が申し立てられ、カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解したことが注目を集めた（本件は、カナダの州政府によるカナダ国内の手続によって、連邦政府の環境規制が国内法に違反すると判断された結果、カナダ政府が当該規制を撤廃した。この判断を受けて、カナダ政府は米国企業と和解し、NAFTAにもとづく手続は終了した）こと、また、時期を同じくして、1995年から開始されたOECDにおける多国間投資協定交渉において投資協定仲裁が大きな問題になったこともあって、投資協定仲裁への関心が高まった結果、1990年代後半からは仲裁手続への付託件数が急激に増加した。

各国の協定において指定されている主な仲裁規則としては、ICSID（投資紛争解決国際センター）、UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）、SCC（ストックホルム商業会議所仲裁協会）、ICSID Additional Facility Rule（ICSID追加的制度規則）等の各仲裁規則が挙げられる。上記手続のうち最も活用されているのは、1966年発効の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に基づき、世界銀行グループの国際機関として設立されたICSIDでの仲裁手続であり、同機関に付託された案件の数は過去に提起された仲裁案件の5割以上を占める（2017年）。

＜図表 III-5-6＞　主要仲裁手続への付託案件の割合（1987～2017年7月末）

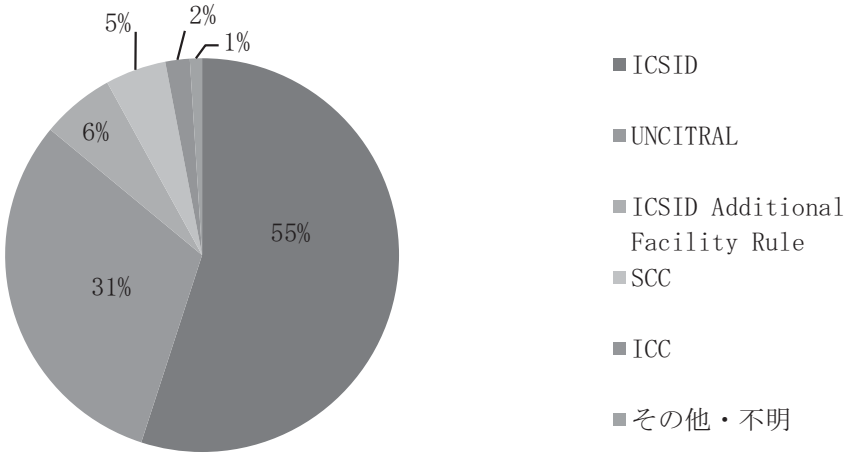

（UNCTAD Special Update on Investor-State Dispute Settlement: Facts And Figures[IIA Issue Note, No. 3, 2017]）

②仲裁案件に関与した国

UNCTAD のまとめによると、2017 年 7 月末までに提起された「投資家対国家」紛争案件 817 件のうち、530 件が終了しており、そのうち、国家の主張が認められた割合は約 37%、投資家の申立が認められた割合は約 27%、和解が約 23%となっている。最も多くの仲裁が提起された国はアルゼンチン（60 件）であり、次にベネズエラ（42 件）、スペイン（36 件）、チェコ共和国（35 件）、エジプト（29 件）、カナダ（26 件）、メキシコ（25 件）、ポーランド（24 件）、ロシア（24 件）、エクアドル（23 件）、インド（22 件）、ウクライナ（22 件）が続く。他国と比較してアルゼンチンの被提訴案件が際立って多い理由は、2001 年末以降の財政危機における政策的混乱にある。同様に、チェコ共和国についても、同国において 1997 年の通貨危機を契機に表面化した、金融分野の不良債権問題に原因が求められる。一方、メキシコ及びカナダについては、NAFTA 11 章（投資章）に基づく事件が大きな注目を集め、投資家がその効用を深く認識したことがこれら三国を被申立国とする案件が多い原因と推察される。

＜図表 III－5－7＞被申立国となった回数（1987～2017 年 7 月末）

順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	60
2	ベネズエラ	42
3	スペイン	36
4	チェコ共和国	35
5	エジプト	29
6	カナダ	26
7	メキシコ	25
8	ポーランド	24
8	ロシア	24
10	エクアドル	23
11	インド	22
11	ウクライナ	22

（UNCTAD Special Update on Investor-State Dispute Settlement: Facts And Figures, IIA Issues Note No.3 （November 2017））

③企業による仲裁手続の利用状況

ICSID のまとめによると、仲裁手続を利用している産業セクターとしては、石油・ガス・鉱山業が 26%と最も多く、電力等エネルギー産業が 17%、運輸業 9%、建設 7%、金融業 7%が続く。エネルギー資源の開発は莫大な投資を要する一方、資源産出国の大半は開発途上国であり、社会的・政治的安定性に欠ける場合が多いことから、投資保護の需要が高いものと推察される。そのため、このようなエネルギー分野における投資保護については、EPA/FTA 及び BIT における規定のほか、近年は、多国間国際条約である「エネルギー憲章条約」（Energy Charter Treaty）の紛争処理規定も活用されている。

＜図表 III－5－8＞　ICSID における産業別の仲裁利用状況（～2017 年 12 月末）

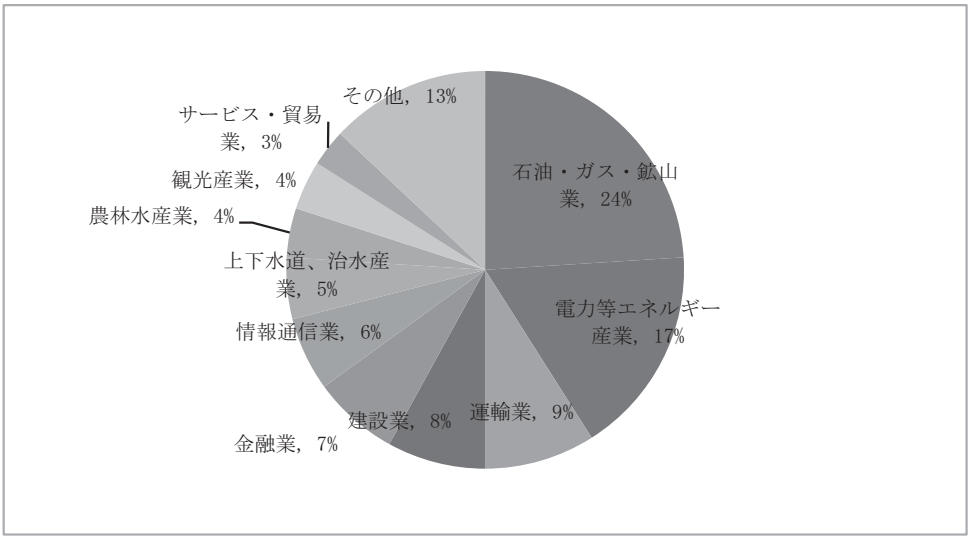

（ICSID, The ICSID Caseload - Statistics （Issue 2018-1））

（3）規律の概要

①EPA/FTA・BIT における投資家対国家の紛争処理手続の概要

BIT、EPA/FTA 投資章における投資家対国家の仲裁の手続は協定によって様々であるが、概ね以下のプロセスを踏むよう規定されている。

(i)　対象となる投資紛争

締約国が収用補償義務や公正衡平待遇義務などの協定義務に違反し、これにより投資家が損害を被った場合、当該紛争は投資家対国家の紛争処理手続の対象となる。BIT の中には、対象となる紛争を「投資家と締約国の間で生ずるあらゆる投資に関する意見の相違」と広く規定するものあるいは逆に「収用が起きた場合の補償額」のみ紛争処理対象として限定するものもある。

(ii)　投資家と相手国政府（紛争当事国）による協議

紛争発生後、すぐに仲裁に紛争が付託されるのでなく、通常は 3 か月から 6 か月程度の協議期間が設定される。

(iii)　仲裁付託

協議によって解決しない場合、投資家は仲裁へ付託できる旨規定されるのが一般的である。協定がない場合、投資紛争の仲裁付託には個別に紛争当事国の同意が必要であるが、多くの協定ではこの仲裁付託への同意を予め協定において付与している(事前の一括同意)。投資家は、ICSID（投資家本国と紛争当事国の双方が ICSID 加盟国の場合）、ICSID Additional Facility Rule（投資家本国又は紛争当事国のどちらかのみが ICSID 加盟国である場合）、UNCITRAL 仲裁規則に則った仲裁の内いずれかを選択できるように規定されていることが多い。これに、ICC 仲裁規則や SCC 仲裁規則（下記「主な仲裁機関・仲裁ルールの概要」参照）等を加える場合もある。また、仲裁付託にあたっては、同一の紛争を国内裁判所に訴えていないことが条件となることが一般的である。同様に、仲裁付託後に同一案件を国内裁判所に訴えることは通常できない。

(iv)　仲裁人の選任・仲裁廷の設置

仲裁機関やルールの選定後、仲裁人の選任（多くの場合、3 人の仲裁人により仲裁が行われる。3 名の選任方法は、紛争当事者である投資受入国及び投資家がそれぞれ 1 名ずつを選び、3 番目の仲裁長は原則として両者の合意により選定される。）を経て仲裁廷が設置される。ここからは投資家が選択したそれぞれの仲裁手続に則って仲裁が進められるが仲裁の経過・結果などを示す書類の紛争当事者となっていない締約国への送達や、複数の請求の併合など、必要な修正が協定で加えられていることがある。

(v)　仲裁管轄権の判断

仲裁廷設置後、付託された投資紛争について仲裁廷が判断する管轄権があるかどうかがまず判断される。管轄権の有無は、(i) で述べた対象となる投資紛争の定義とも関連して、大きな争点となることがある。

(vi)　本案の判断

仲裁廷に管轄権があると判断された場合、いよいよ実際の協定義務違反の有無の本案について判断される。

(vii)　賠償額の判断

協定義務違反が認められた場合、金銭賠償の額についても判断される。

(viii)　仲裁判断の取消

ICSID 仲裁の場合、一方の当事者が特別委員会に仲裁判断の取消等を申し立てることができる（ICSID 条約第 51 条、第 52 条にて規定。）また、ICSID 以外での仲裁判断については、仲裁地の裁判所がその国の法令にもとづき仲裁判断を取り消すことがある。なお、一般に、仲裁は、仲裁人の選任等の手続に双方が関与した上で、その結論を受け入れることにより迅速に事案を処理することを目的としているため、上訴の仕組みはない。ただし、EU が近年締結した投資協定では上訴制度の導入が増えている。

(ix)　仲裁判断の執行

仲裁判断は最終的で、かつ当事者に対する拘束力を持つ。仲裁判断は、投資協定上、被申立国には遵守義務があるが、これに加えて、ICSID 条約にも仲裁判断の執行についての規定が置かれている（ICSID 条約第 53～55 条）。ICSID 条約以外の仲裁手続に基づく場合は、各国国内法に基づく承認執行が可能である他、外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約に従い執

行されることも可能である。投資協定仲裁の仲裁判断はほとんどが自発的に履行されている。

(x)　仲裁手続の透明性

投資協定仲裁は公益を扱うものであるため、その手続は透明化される傾向にある。仲裁廷に提出される文書の公開などについて協定中に明記される例が増えているほか、2013 年には UNCITRAL 透明性規則が採択され、2014 年 4 月以降に署名された投資協定に基づいて UNCITRAL 仲裁規則による仲裁がなされる場合には、仲裁手続に関する大幅な情報公開が導入されることとなった。ICSID 条約に基づく仲裁の場合も、2006 年の ICSID 仲裁規則改正により、一定の情報公開がなされるようになっている。

参　考　投資協定仲裁の活用について

投資協定仲裁は、平均して解決までに 3〜4 年を要し、訴訟費用はだいたい数千万円〜数億円かかると言われる。そのため、実際に投資家が紛争案件を投資協定仲裁に付託するか否かの決断は、こうした費用対効果も勘案して決められることになり、結果としてインフラ・資源開発など巨額投資が絡むケースの付託が比較的多くなっている。また実際に仲裁に付託しなくても、投資協定仲裁の存在を交渉を有利に進めるためのレバレッジとして使い、和解に持ち込むケースも多いとされる。なお、日系企業が実際に投資協定仲裁を使ったケースは、公表されている中では 4 件存在する（「Saluka 事件[1]」、再生可能エネルギーに関する事例等）。また、海外投資に際して、優遇税制等に加えて、投資協定の存在を考慮して第三国企業経由で投資する企業も存在する。

ICSID 条約に基づく仲裁と UNCITRAL 仲裁規則等に基づく仲裁とを比較すると、ICSID 仲裁は、世界銀行グループの国際機関ということもあり、会議室、仲裁人候補名簿、標準料金（例えば仲裁申立ての ICSID 仲裁登録費用は 25,000 ドル、仲裁廷設置後の運営費として 20,000 ドル、仲裁人の報酬は 1 人あたり 1 日 3,000 ドル等）などが整備されており、利便性が高い。また、ICSID 仲裁の場合、仲裁判断を受入国政府が履行しない場合には、世銀ローン停止などの可能性があるため、仲裁判断はこれまでのところほとんどすべて履行されている。なお、ICSID 仲裁における仲裁判断の取消しは ICSID 条約に基づいてのみなし得る。

他方、UNCITRAL 仲裁規則等に基づく仲裁は、通常の商事仲裁と同様、判断の取消しについて仲裁地の国内裁判所の介入が予定されている。仲裁人の選任等は ICSID 仲裁に比べてやや柔軟に行え、費用は実際の手続の進行次第で ICSID 仲裁より高くも安くもなるが、ICSID 仲裁には事務局があるため一定の工程管理が行われるのに対し、UNCITRAL 仲裁規則では事務局が予定されていないため、常設仲裁裁判所（PCA）などに事務局を依頼することが多い。これら仲裁の諸費用を、仲裁手続当事者（投資家と受入国政府）がどのように負担するかについては、当事者が特別の合意をしなければ仲裁廷が決定することになり、敗訴者に全額負担させた例もある（UNCITRAL 仲裁の場合は原則敗訴者負担）。

投資協定仲裁以外の問題解決の手段について

上記のとおり、投資仲裁に訴える場合には相当のコストや期間を覚悟する必要があり、二の足を踏む企業は多い。また、現地で引き続き事業を営む場合は、現地政府との関係悪化やメディアでの報道によって他の事業に悪影響が及ぶ可能性も考慮に入れる必要がある。そのため、EPA 投資章や二国間投資協定に違反する行為があった場合の問題解決の手段は、必ずしも投資仲裁に限定されるものではない。まず、投資仲裁に至る前に受入国政府との和解に至る場合がある。一般的には、ICSID 等への投資仲裁の申立てに先立ち通報（notice of intent の提示）を受入国政府に行う前後に、弁護士を交えて交渉することが多い。具体的な事例が公表されることは少ないが、例えば、米国のエネルギー企業とエクアドルとの間で、約 8,000 万ドルの和解金が合意されたなどの事例が報道された例がある。また、近年では、わが国の結ぶ EPA 等には「ビジネス環境整備小委員会」を設置する例が増えており、投資協定仲裁の場合とは違って、紛争になる前に企業が関与して投資受入国のビジネス環境の改善に向け議論する枠組みが構築されている（詳細は第 III 部第 8 章「ビジネス環境整備」参照）。同委員会には、受入国政府のみならず、協議事項に携わる現地業界、投資家本国

[1] 「《参考》投資協定仲裁に係る主要ケース」「②実体事項の判断」「(c) 公正かつ衡平な待遇／最低限の待遇」(ii)Saluka Investments BV (The Netherlands) 対チェコ　参照

の政府、JETRO 等の関係機関が一堂に会し、1 社で提起しにくい問題や、業界全体、進出企業全体にかかる問題をまとめて提起できる。また、取り扱い得る案件は、投資章に限らず、産業インフラの整備、行政手続きの簡素化・透明性向上、知的財産権の保護など、ビジネス上の様々な問題点にわたる。投資受入国政府は、EPA 等の規定により同委員会を通じて挙げられた要請に対して適切な対応をとることが求められる。現在、「ビジネス環境整備小委員会」は、タイ、マレーシア、メキシコ、チリ、フィリピン、スイス、インド、ペルー、オーストラリアとの EPA に基づき会合の開催実績がある他、日ペルー投資協定では、協定の適用範囲内の投資に関連する事項であって、投資環境の改善に関係するものについて情報交換や討議等を行うことを目的とした「投資環境改善小委員会」が設置されている。さらに、ブラジルとの間では、政府間協定に基づかない枠組みとして、「日伯貿易投資促進合同委員会」が 2008 年 7 月に設置されている。

参　考　投資家対国家紛争解決手段のオプション ー仲裁の課題と調停の活用可能性を中心にー

I. はじめに

投資家と国家の間の紛争解決手段には多様な選択肢が存在する。近年、投資協定や EPA に根拠を有する投資協定仲裁が、多く活用され、一定の成果を上げ、注目を集めてきた。本報告書においても投資協定仲裁につき紙面を割き、その制度的概要や、実際の紛争案件の解説を掲載している。一方で、投資協定仲裁にも、紛争解決に長期間を要する、多大なコストがかかる、さらには、稀ではあるが損害賠償を命じられた投資受入国が仲裁判断に従わない場合の仲裁判断の執行が困難であるなど一定の課題があることが意識されるようになってきている。

他方、投資家対国家の紛争解決手段の中には、より和解的な解決を志向する調停も存在する。ICSID は、投資協定仲裁の課題や仲裁申立数の増加を踏まえ、調停の活用を推奨し始めている[2]。日本企業の中には、必ずしも正面からの対立型紛争を好まない企業も多くあるとされるが、調停という和解的な解決はかかる日本企業のメンタリティに適合する場合もあろう。そこで、このコラムでは、投資家対国家の紛争解決手段としての仲裁の直面する課題を概観するとともに、調停のメカニズムを解説し、そのメリットやデメリットを整理し、紹介することとする。ただし、仲裁の過程の中で和解的解決を模索することも可能であり、実際にも仲裁の過程で相当数の和解がなされている[3]。

II. 投資家対国家紛争解決手段としての仲裁の 課題及び限界

（1）時間と費用の問題

ICSID は、仲裁にかかる時間と費用の点を挙げ、その年次報告において調停の活用を推奨した[4]。この点について、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の研究は、仲裁手続きにかかる費用が非常に高額であり、中でも弁護士費用がその 6 割を占めると問題提起をしている[5]。同じ研究は、仲裁にかかる時間について、当事者が管轄についても争うことが常態化し、また、いったん判断が出ても取消手続き等を頻繁に活用するに至り[6]、紛争解決にかかる時間の長期化が顕著にみられ、平均でも 3 年から 4 年を要すると指摘している[7]。また ICSID 仲裁についていえば、その平均期間は、取消手続きを

[2] ICSID 年次報告書 2004 年、2005 年参照。なお、2007 年以降、国際法曹協会（International Bar Association）、The Centre for Effective Dispute Resolution（CEDR）や国際連合貿易開発会議（UNCTAD）といった機関においても紛争の和解的解決の促進を模索、提案し始めている（Margrete Stevens & Ben Love, Investor State Mediation: Observation on the Role of Institutions, paper presented at the 2009 Conference on Global Resolution: Cost-effective Settlement in International Arbitration, November 26, 2009 参照）。

[3] ICSID 紛争統計（2017-1）によれば、仲裁に持ち込まれた案件のうち、34%が和解そのほかの理由で手続きが終了している。ICSID, The ICSID Caseload – Statistics 2017-1, Chart 8 参照
（https://icsid.worldbank.org/en/Documents/resources/ICSID%20Web%20Stats%202018-1(English).pdf にて入手可能）。

[4] ICSID 年次報告書 2004 年、2005 年事務局長の導入の辞を参照。

[5] UNCTAD, Investor-State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration （2010）, 17-18 参照
（http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdf にて入手可能）。

[6] なお、投資協定仲裁における上訴メカニズム一般についての利点、問題点についての考察として、経済産業省投資協定仲裁研究会平成 21 年度報告書所収の玉田大「投資仲裁における上訴メカニズム」参照
（http://www.meti.go.jp: 8080/policy/trade_policy/epa/pdf/FY21BITreport/ISDS%20review.pdf にて入手可能）。

[7] UNCTAD, Investor-State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration （2010）, 18 参照
（http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdf にて入手可能）。

除いたとしても3.6年であると指摘されている[8]。こうした時間及び費用の点は、仲裁の当事者となる投資家及び投資受け入れ国の双方にとって大きな負担として意識されている。

（２）国家による仲裁判断不履行の問題

こうした課題に加え、投資協定仲裁の活用が進むにつれ近時はさらに以下のような実務的限界が意識されるようになってきている。ICSID条約53条においては、仲裁判断は仲裁の当事者に対し拘束力を有し、仲裁当事者は仲裁判断に従うべきことが規定されている。しかし、国家は仲裁判断において賠償を命ぜられた場合にはこれに従うことが大多数であるものの、仲裁判断に従わないケースも散見されるようになってきている。例えば、アルゼンチン政府は、CMS Gas Transmission Company（およそ１億3000万ドルの賠償を命ずる2005年の仲裁判断）、Azurix Corporation（およそ１億6千万ドルの賠償を命ずる2006年の仲裁判断）、Vivendi Universal（およそ１億ドルの賠償を命ずる2007年の仲裁判断）に対する賠償を命ずる仲裁判断などになかなか従わず、ようやく 2013 年に投資家との間で和解が成立した[9]。アルゼンチンの他に、カザフスタン、キルギス、ロシア、タイ、ジンバブエ、コンゴといった国々も投資家に対する賠償を命ずる仲裁判断の履行に従わなかった例があるとされる[10]。

これらの多くでは、最終的には国家が賠償を履行したが、そこに至るまでには投資家による国家の財産差し押さえや投資家本国の政府による外交的介入といった追加のコストや労力が投入された模様である。投資家本国の介入の例として注目されたのが、米国によるアルゼンチンへの特恵的関税待遇(GSP)の停止である。なお、投資家本国の外交的介入は必ずしも投資家に有利なものばかりではない。ドイツの投資家がロシア政府による賠償の履行の確保のため、ドイツにおいて開催された航空イベントのためにロシア政府が持ち込んだ航空機に対する差し押さえを申し立てた事案では、ドイツ政府は外交問題となることを恐れ当該投資家に対してかかる差し押さえの申し立てを取り下げるよう働きかけたとされる[11]。

なお、世界銀行の業務マニュアルには、加盟国が、収用や対外債務に関する紛争を抱え、適切な是正措置を講じる意思が見受けられない場合、又は紛争の解決に向け合理的な努力を怠る場合には、新規貸付を停止することを検討するとある[12]。国家による仲裁判断の不履行もこうした場合に該当することになると思われるところ、世界銀行の貸し付けの停止の可能性は仲裁判断不履行に対する抑止力となり得る。アルゼンチンが 2013 年に投資家との和解に応じたのも、世界銀行からの圧力があったためだと言われている。

（３）仲裁判断執行の困難性（主権免除の問題）

国家が任意に賠償を命ずる仲裁判断に従わない場合には、投資家は仲裁判断の執行のために当該国家の財産を差し押さえるなどの法的手段をとることができる。ICSID 条約は ICSID 仲裁判断の実効性を確保する観点から、金銭賠償を命ずる ICSID 仲裁の仲裁判断につきこれが加盟国における最終確定判決と同様の効力を有することを規定している（ICSID 条約 54 条 1 項）[13]。仲裁判断の執行は、賠償を命じられている国家以外の第三国にて申し立てられることが常であるが、ICSID 条約 54 条 1 項でいう加盟国とは仲裁当事国のみならず執行を申し立てられた加盟国も含む。したがって、賠償を命ずる ICSID 条約に基づく仲裁判断は ICSID 加

---

[8] Anthony Sinclair, ICSID Arbitration: How Long Does it Take?, GAR JOURNAL, Vol. 4, Issue 5参照（www.GlobalArbitrationReview.com にて入手可能）。この分析においては、2009年7月1日までに仲裁判断（award）が下された115件が対象となっている。なお、取消手続きに移行した場合には、取消手続きは典型的には2、3年かかる。もし、仲裁判断が取り消された場合には、再度の仲裁手続きが開始される（ICSID条約52条（6））。そうなると、全体の手続きについて10年以上かかることもあり得る。

[9] http://online.wsj.com/article/BT-CO-20131018-705467.html
http://www.allenovery.com/publications/en-gb/Pages/Argentina-settles-five-investment-treaty-awards.aspx

[10] Luke Eric Peterson, How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?, May 7, 2010, 参照（www.iareporter.com にて入手可能）；Luke Eric Peterson, Deadline Lapses Without Payment by Kazakhstan on BIT Award, May 7, 2010, 参照（www.iareporter.com にて入手可能）；Luke Eric Peterson, Zimbabwe Not Paying ICSID Award, May 7, 2010, 参照（www.iareporter.com にて入手可能）。

[11] Luke Eric Peterson, *How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?*, May 7, 2010, 参照。

[12] World Bank Operational Manual : OP 7.40 - Disputes over Defaults on External Debt, Expropriation, and Breach of Contract 参照（http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,menuPK:64701763~pagePK:64719906~piPK:64710996~theSitePK:502184,00.html にて入手可能）

[13] 金銭賠償以外の特定行為の履行や原状回復、差止め等についてはかかる自動執行の対象とはならない。

盟国においては自動的に執行される[14][15]。

もっとも、これは、投資家が直ちに国家の資産を差し押さえることができることを意味しない。慣習国際法上、主権免除の一内容として国家の資産は執行から免除されるところ、ICSID 条約においては、加盟国において有効な法に基づく主権免除の原則が引き続き妥当することが確認されている（ICSID 条約 55 条）[16]。また、慣習国際法上、国家による仲裁合意は必ずしも執行段階における主権免除の放棄を意味しない。そのため、賠償を命じられている国家は、差し押さえが申し立てられた当該国家の資産につき、主権免除を援用し、差し押さえを阻む余地が残されている。近時、国際司法裁判所（ICJ）は、国家の資産が政府的非商業的な活動のために利用されていない場合など一定の場合には国家の資産につき主権免除の原則が適用されないと判断したが[17]、依然として主権免除が適用されない範囲は限られている。差し押さえが申し立てられた資産がもっぱら商業的利用に供されていれば差し押さえの余地が出てくるものの、政府自体がかかる商業的活動を行うことはそれほど多くなく、また、公的な資産が商業的な利用に供されている場合であっても仲裁判断の名宛人となる政府とは別の法人の支配下にあることが多い。これらの場合には差し押さえの申し立ては拒絶されることとなる。また、世界の金融活動の中心である米国や英国の主権免除に関する法律においては、外国の中央銀行をはじめとする金融当局の資産は商業的利用であるかどうかにかかわらず主権免除の対象であることが規定されている[18]。これらのハードルに鑑みれば、投資家が国家の資産につき有効に差し押さえることは実務的にかなり難しいといえ、実際の事案においても投資家の差し押さえの試みはしばしば不成功に終わっている[19]。

むろん、主権免除により資産に対する執行が排除されたとしても国家が仲裁判断に従う法的義務を負うことには変わりがない。ICSID 条約上、仲裁判断の不履行に対して、投資家本国は外交的保護を求めることができ（ICSID 条約 27 条）、国際司法裁判所への提訴をすることができる（ICSID 条約 64 条）。

（4）投資受け入れ国による投資協定仲裁の回避

また、近時、投資受け入れ国が投資協定仲裁を避ける動きも見られるようになった。これは投資協定仲裁が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、この傾向が将来における投資協定仲裁の活用の余地が狭めることが懸念される。これらの国家は、投資協定仲裁に投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。

具体的には、2012 年末現在までに、ボリビア、エクアドル、ベネズエラが ICSID 条約 71 条に基づき ICSID 条約から脱退している。また、アルゼンチンにおいても ICSID 条約からの脱退を目指す立法が試みられている[20]。ただし、脱退通知後直ちに脱退の効力が生じるわけではなく、通知から 60 日後に脱退の効力が生じる（ICSID 条約 71 条）。また、ICSID 条約から脱退しても、個別の投資協定の効力は影響がなく、仲裁判断の執行についても典型的にはニューヨーク条約により保護されることが多くある。

さらに、個別の投資協定から脱退する動きとして、2013 年末現在までに、ボリビアがオランダ、米国との間の投資協定を終了させることを通知し、エクアドルが 10 カ国との間の投資協定を破棄し（さらに 5 カ国との投資協定の破棄を議会が承認済み）、ロシアがエネルギー憲章条約の暫定的適用を終了させ、ベネズエラがオランダとの間の投資協定を破棄している。ただし、通知から一定期間は投資協定の効力が存続するよう定められているのが通常である。たとえば、エネルギー憲章条約 45 条（3）b 項は、暫定的適用期間中に加盟国からなされた投資については、暫定的適用終了の効力発生後 20 年間はエネルギー憲章条約上の一定の保護の効力が残存する旨規定している。

また、インドは、EU、オーストラリア、ニュージー

---

[14] もっとも、ICSID 条約の定める仲裁判断取消手続きが存在し、これが円滑な賠償判断の執行を阻むことがある点につき ICSID 自体が指摘していることは上述のとおりである。

[15] これに対して、ICSID 条約に基づく仲裁判断以外の仲裁判断の場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）が適用され得るが、ニューヨーク条約においては、さまざまな執行拒絶事由が規定されている。頻繁に援用される執行拒絶事由としては、執行が申し立てられた国の公序違反がある。

[16] かかる主権免除を規定した加盟国の法の例としてはたとえば、米国の Foreign Sovereign Immunities Act や英国の State Immunity Act がある。

[17] *Jurisdictional Immunities of the State* (Germany v. Italy: Greece intervening), I.C.J., Judgment (Feb. 3, 2012), para.118 参照。

[18] Foreign Sovereign Immunities Act 1611 条（b）（1）、State Immunity Act14 条（4）

[19] 水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIETI DP 13-J-078 http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/13120005.html）

[20] アルゼンチン議会の法案（2012 年 4 月 21 日）は
http://www1.hcdn.gov.ar/proyxml/expediente.asp?fundamentos=si&numexp=1311-D-2012 にて入手可能。

ランド等と締結交渉中の投資協定から仲裁条項を除外することを検討しているとされる[21]。インドネシアは2014年から投資協定の見直しを実施しており、見直し検討中の内容と整合性がとれない既存協定については更新していない。既にオランダ、マレーシア等との投資協定が失効している。

III. 投資家対国家紛争解決手段としての調停のメカニズムおよびそのメリットとデメリット

（1）調停の概要

一般に仲裁（arbitration）とは、中立の第三者機関から紛争当事者に対し、法に基づく拘束力のある決定を下すことを目的とした裁判的手続きである。これに対し、調停（conciliation）とは、紛争当事者の合意による紛争解決を目的とした非裁判的手続きであり、仲裁に比し非公式かつ柔軟な方法で進められる[22]。

ICSID 条約 28 条から 35 条及び ICSID 調停ルール（ICSID Conciliation Rule）は、手続きをはじめとする ICSID 調停に関するルールを規定している。ICSID 条約加盟国ないし加盟国の国民である紛争当事者の一方が調停の開始を ICSID 事務局長に要請することから調停手続きが開始し、紛争の他方当事者は調停手続きの開始を阻むことはできない（ICSID 条約 28 条（1））[23]。その後、調停の当事者は紛争の解決を支援する調停委員会を合意により設立する（ICSID 条約 29 条）[24]。当事者が人選に合意できない場合には ICSID Administrative Council の議長により調停委員会が設立される（ICSID 条約 30 条）。調停委員会の役割は、紛争の争点を明確にすることであり、紛争当事者が和解できるように支援することである（ICSID 条約 34 条（1））。調停委員会は必ずしも事実認定や法適用のあり方を決する必要はない。調停手続きは仲裁に比し柔軟であるが一定程度対立当事者型構造が維持されており、調停委員会は口頭弁論において紛争当事者の言い分を聴取する（ICSID 調停ルール 22 条）。当事者は、調停委員会の設立後 30 日以内に、それぞれの言い分を記載した書面を提出しなくてはならない（ICSID 調停ルール 25 条）。それ以降でも、いずれの当事者も、紛争に関連し有益であると思われる書面を提出することができる（ICSID 調停ルール 25 条（1））。調停委員会の側も、適宜当事者に対して口頭での説明、書面そのほかの情報の提出、当事者以外の証人からの証拠の提出等を求めることができる（ICSID 調停ルール 22 条（3））。調停委員会は、理由を示して、当事者に対し一定の和解案を勧告し、当事者に対し紛争が悪化しないよう特定の行為を慎むよう勧告することができる（ICSID 調停ルール 25 条(2)、ICSID 条約 34 条（1））。かかる勧告には強制力はないものの、当事者は勧告を真剣に考慮する義務がある（ICSID 条約 34 条（1））。調停委員会は、和解が成立した場合も不調に終わった場合も、調停手続きの終了とともに、調停委員会は紛争が調停手続きに関するレポートを作成する（ICSID 条約 34 条（2））。なお、もし当事者が仲裁手続きに移行した場合には、当事者は仲裁手続きを改めて始めからやることとなり、その際には調停委員会の作成したレポートは当事者の請求や主張内容の基礎とはならない（ICSID 条約 35 条）。このように当事者が行った調停段階での譲歩等が後の仲裁において足を引っ張らないように配慮されている。

（2）調停の件数

2018 年 2 月現在、ICSID 調停は 10 件活用されており、そのうち 2 件は現在進行中である25。調停手続きが終了した 8 件については、少なくとも 3 件については和解が成立した模様である[26]。なお、同時点において ICSID 仲裁は 640 件活用実績があり[27]、調停に比して圧倒的に仲裁の活用件数が多いことがわかる。

[21] “BIT of Legal Bother” Business Today, May 27, 2012
（http://businesstoday.intoday.in/story/india-planning-to-exclude-arbitration-clauses-from-bits/1/24684.html にて入手可能）。

[22] なお、同じく和解による解決を志向する手続きとして仲介（mediation）が存在する。厳密には、調停においては調停人が解決案を示すのに対し、仲介の場合は仲介人による解決案提示はない。ただし、調停と仲介とが互換的に用いられる場合も多い。

[23] なお、ICSID 非加盟国及びその国民も、Additional Facility Rules の下で、ICSID 調停を活用できる。

[24] なお、ICSID 仲裁とは異なり紛争当事者の国民であってもかまわない。

[25] なお、Additional Facility Rules 下の 2 件を含む。ICSID, Cases 参照（ https://icsid.worldbank.org/en/Pages/cases/searchcases.aspx にて入手可能）。
また、ICSID が半期ごとに公表している紛争統計においても件数が公表されている
（ https://icsid.worldbank.org/en/Pages/resources/ICSID-Caseload-Statistics.aspx にて入手可能）。

[26] *TG World Petroleum Limited v. Republic of Niger*（ICSID Case No. CONC/03/1）（2005）；*SEDITEX Engineering Beratungsgesellschaft für die Textilindustrie m.b.H. v. Democratic Republic of Madagascar*（ICSID Case No. CONC/82/1）（1983）；*Tesoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago*（ICSID Case No. CONC/83/1）（1985）。最後のケースにおいては、調停委員会の勧告に基づき和解が成立したとされる。CHRISTOPH H. SCHREUER *ET AL.*, THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445, 449（2d ed. 2009）参照。

[27] なお、Additional Facility Rules 下の 57 件を含む。ICSID 紛争統計（2018-1）Chart 3 参照

（3）ICSID 調停のメリット及びデメリット

①時間とコストの節約

ICSID 調停の大きなメリットとしてまず考えられるのが、仲裁に比して時間と費用が節約できるという点である。上記に ICSID 調停が活用されている 9 件のうち 8 件について調停手続きが終了していると記載したが、当該 8 件についていえば、調停の開始から終了までの期間は 8 ヶ月から 35 ヶ月である。一方、先述したとおり ICSID 仲裁の平均期間は、取消手続きを除いたとしても 3.6 年であるとされる。調停においては調停人が争点の明確化や和解に向けて主導権を発揮することとなるが、その過程で当事者が争う論点が絞られ、時間及びコストの節約につながる。また、仲裁においては、米国のディスカバリー手続きほどではないとしても、依然として当事者間で膨大な量の証拠をはじめとする書面の交換を行われることが常であり、これがかかる時間及び費用を大幅に押し上げている。これをふまえ、調停においては、調停人が書面の交換の範囲を限定することが期待される。もっとも、デメリットとしては、調停が不調に終わった場合には調停にかかった時間と費用は無駄になるとして、投資家としては、はじめから仲裁に臨むことを好むことも十分に考えられる。

②早期の紛争解決と関係の修復・継続

調停の仲裁にはない大きなメリットとして考えられるのは、早期の和解により、投資家と投資受け入れ国との間の関係の継続、復縁が可能となり、紛争後も投資活動を継続することが期待できるという点である[28]。そのため、当事者がすでに現在進行形の長期にわたるプロジェクトに取り組んでおり、かつ、すでに大きなサンクコストを負担しているような場合には、調停のメリットが大きいと考えられる。典型的には、石油やガス開発事業、ガスのパイプラインによる輸送事業、鉱物資源の開発事業、インフラ整備事業におけるジョイントベンチャーや長期契約がこれに該当しよう[29]。調停による解決が実現した Tesoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago 事件（ICSID Case No. CONC/83/1）や TG World Petroleum Limited v. Republic of Niger 事件（ICSID Case No. CONC/03/1）はいずれも石油開発事業に関する紛争であった。また、現在調停手続きが進行中の 1 件も石油・ガスの探索及び開発事業に関する紛争である。ただし、冒頭で述べたとおり、仲裁の過程で和解的解決を模索することも可能である。

一方で、投資家と投資受け入れ国との間の対立が決定的になってしまっていると調停による解決の可能性は低く、投資家としてははじめから仲裁に持ち込むことが合理的ともいえる。同様に、投資家がすでに交渉そのほかの友好的な方策を尽くしてもなお紛争が解決していない場合には、調停による解決が期待できないとして、仲裁を選択することが合理的とも思われる。

③秘密性

調停は仲裁に比して秘密性が高い。仲裁の場合、紛争手続きや当事者の主張、仲裁判断が一定程度公開されることにより、投資受け入れ国としては、投資家の主張に伴うレピュテーションの低下を懸念することが考えられる。一方、投資家としては株価の低下等を懸念することが考えられる[30]。通常の仲裁は秘密性が高いものの、投資協定仲裁の場合に秘密性がそれよりも低くなるのは、多大の賠償金を支払うことも想定され、その根拠がきちんと公表されている必要があるからである。

もっとも、調停は仲裁に比し紛争解決の透明性が損なわれるきらいはある[31]。

④関係者への説明責任

調停人から提案された和解提案は、仲裁判断に比べフォーマルでなく、なぜそのような和解内容に至ったのかについての理由の説明も乏しいため、和解の内容が賠償を伴う場合には、国家予算からの出費を正当化できず、投資受け入れ国が和解に応ずることをためらうとの指摘もある[32]。さらに、投資紛争はしばしば投資

---

[28] KENNETH J. VANDEVELDE, BILATERAL INVESTMENT TREATIES 437 (2010)；CHRISTOPH H. SCHREUER *ET AL.*, THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445 (2d ed. 2009) 等参照。

[29] Linda C. Reif, *Conciliation as a Mechanism for the Resolution of International Economic and Business Disputes,* 14 FORDHAM INT'L L.J. 578, 635 (1991)。

[30] Jack J. Coe, Jr., Toward a Complementary Use of Consiliation in Investor-State Disputes – A Preliminary Sketch, 12 U.C. Davis J. Int'l L. & Pol'y 7 2005-2006, 23 参照。

[31] Ibid.

[32] Barton Legum, The Difficulty of Conciliation in Investment Treaty Cases: A Comment on Professor Jack. C. Coe's "Toward A Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes – A Preliminary Skectch", MEALEY'S International Arbitration Report Vol. 21 #4 April 2006, at 2 参照。もっとも、かかる指摘は比較的ガバナンスが厳しい米国での経験を基になされている。

受け入れ国の公益や重要な経済政策や資源政策に関するものであるところ、投資受け入れ国の世論に配慮し、投資受け入れ国が和解をためらう可能性も考えられる。投資家側としても、投資家が企業である場合、仲裁廷と異なり拘束力のない調停による和解提案を受け入れることを株主にどのように説明するか、という問題を抱える。

⑤和解の法的拘束力と執行の問題

ICSID 調停の結果の和解については、ICSID 条約及び ICSID 調停ルール上当事者に対する法的拘束力があるとは明記されていないものの、学説上は ICSID 調停の結果合意された和解には法的拘束力があるとされる[33]。ただし、先述したとおり、ICSID 仲裁においては、仲裁判断が加盟国の確定判決と同等の効力を有することを ICSID 条約が規定しており、仲裁判断の執行の自動性が確保されている。しかし、ICSID 調停の結果の和解についてはかかる執行段階における拘束力は認められていない。そこで、調停の当事者は、和解で規定された義務の不遵守の事態に対応するために別途仲裁ないし裁判で争い直すことを余儀なくされる場合もある。裁判が望ましくないのであれば、和解条件の中に、和解で規定された義務の遵守を巡る紛争については仲裁にて解決することを定めた仲裁条項を設けることが求められる[34]。この点が調停のデメリットと考えられるかもしれない。もっとも、ICSID 調停に基づく和解は当事者の合意によりその内容が定まることから、そもそも和解の不遵守のリスクは仲裁判断の不遵守のリスクに比べて小さいと思われる。

②主な仲裁機関・仲裁ルールの概要

注：投資協定によっては、これら仲裁規則のいずれかに基づいて仲裁手続がなされると定めつつ、当該仲裁規則と異なる手続を定めることがある（例、仲裁人の選任、仲裁地、情報公開）。その場合、投資協定による変更を加えた上で、指定された仲裁規則が適用される。

＜図表Ⅲ－５－９＞

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的制度規則
仲裁機関・仲裁規則等	・投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes：ICSID）は世界銀行グループの国際機関である常設の仲裁機関。所在地は米国（ワシントン D.C.）。 ・ICSID 条約は 1966 年発効。2017 年末時点で署名 161 か国、発効 153 ヶ国。 ・ICSID 条約に仲裁に関する規定があり、「仲裁規則（Arbitration Rules）」においてさらに詳細に規定。	・ICSID 追加的制度規則（Additional Facility Rules）は、1978 年に制定された、理事会が ICSID 事務局に対して、非締約国を一方の当事者とするなど、ICSID 条約が対象とする以外の紛争処理手続を管理する権限を付与するための規則 ・ICSID 追加的制度規則には三つの付則があり、非締約国と締約国との間の投資紛争に関する仲裁は「付則 C」で規定。
対象事案（特段の限定がある場合に記載）	・締約国の国民と他の締約国との間の投資を巡る紛争（条約 1 条 2 項、25 条 1 項）	・当事者の一方が非締約国又は非締約国民の投資紛争（規則 2 条(a)）
仲裁手続の開始	・申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する（条約 36 条 1 項） ・仲裁機関が、仲裁申立てに含まれる情報から、明らかに ICSID の管轄外と判断しない限り、仲裁申立てが登録され、当事者に通知される（条約 36	・申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する（付則 C 2 条） ・仲裁機関が、仲裁申立てが要件に合致していることを確認した後、可及的速やかに登録が行われ、当事者に登録の通知が行われる（付則 C 4 条）

[33] CHRISTOPH H. SCHREUER *ET AL.*, THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 451 (2d ed. 2009)；Nassib Ziadé, *ICSID Conciliation,* NEWS FROM ICSID, Vol. 13/2, at 3, 6 等参照。

[34] UNICITRAL の調停ルールは、その脚注において、和解中に仲裁条項を入れることを検討すべきとしている。

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的制度規則
	条 3 項）	
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者は仲裁人の数を一名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には三名となる（条約 37 条 2 項(a)（b）） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任される（条約 37 条 2 項(b)） ※選任方法の詳細は規則 3 条を参照 ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する（条約 38 条、40 条 1 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を指名しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する（条約 38 条、40 条 1 項） ＜仲裁人の国籍など＞ ・仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（当事者の合意によって仲裁人が選任される場合を除く）（条約 39 条）。すなわち、標準の 3 名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。	＜仲裁人の数＞ ・当事者は仲裁人の数を一名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には三名となる（付則 C 6 条 1 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任する（付則 C 6 条 1 項） ※選任方法の詳細は付則 C 9 条を参照 ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（付則 C 6 条 4 項、7 条 2 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から 90 日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（付則 C 6 条 4 項、7 条 2 項） ＜仲裁人の国籍など＞ ・仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（仲裁人が当事者の合意によって選任される場合を除く）（付則 C 7 条 1 項）。すなわち、標準の 3 名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。
仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・仲裁手続は当事者の別段の合意のない限り ICSID で行われる（条約 62 条、63 条、規則 13 条 3 項） ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する（条約 42 条 1 項） ＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者は合意により 1 つ又は 2 つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ（ICSID における公用語（英語・フランス語・スペイン語）以外	＜仲裁地など＞ ・仲裁地（place of arbitration）は当事者と協議の上で仲裁廷が決定（付則 C 20 条 1 項） ・仲裁手続は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の加盟国において執り行わなければならない（付則 C 19 条）。 ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する（付則 C 54 条 1 項） ＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者は合意により 1 つ又は 2 つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ（ICSID における公用語（英語・フランス語・スペイン語）以外

	ICSID 条約・仲裁規則	ICSID 追加的制度規則
	の場合には仲裁機関の承認が必要）、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から一つを選択することができる（規則 22 条 1 項）。 ・二つの言語が選択された場合、書面はいずれの言語でも提出できる。・審理手続でいずれかの言語が使用される場合、仲裁廷の要求に応じて翻訳しなければならない。 ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（規則 39 条） ＜審理手続の公開の要否＞ ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる（規則 32 条 2 項）	の場合には仲裁機関の承認が必要）、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から一つを選択することができる（付則Ｃ 30 条 1 項）。 ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（付則Ｃ 46 条） ＜審理手続の公開の要否＞ ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる（付則Ｃ 39 条 2 項）
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する（条約 48 条 1 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は当事者を拘束する（条約 53 条 1 項） ・当事者は条約が定める仲裁判断取消の請求が可能であり、上訴及び条約が定める以外の救済手続を利用することはできない（条約 52 条、53 条 1 項） ＜その他＞ ・加盟国は、条約に基づく仲裁判断の執行を認めなければならない）（条約 53 条 1 項）	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する（付則Ｃ 24 条 1 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（付則Ｃ 52 条 4 項）

	UNCITRAL 仲裁規則	ICC 仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	・国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law：UNCITRAL）は、1966 年の国連決議によって設立。所在地はオーストリア（ウィーン）。 ・UNCITRAL は仲裁機関ではない（仲裁規則を採択しているのみ）。 ・UNCITRAL 仲裁規則は 1976 年に採択。 ・最新版は 2013 年に改訂された。 ・2013 年に投資協定仲裁透明性規則を採択（2014 年発効）。2014 年 4 月以降に署名された条約に基づき UNCITRAL 仲裁規則が適用される場合、別段の合意がなければ透明性規則も適用される。	・国際商業会議所（International Chamber of Commerce：ICC）は 1923 年に設立。所在地はフランス（パリ）。 ・現在 130 カ国約 7,400 社が会員として参加。 ・最新版は 2017 年 3 月に改訂された規則。
対象事案	–	–
仲裁手続の開始	・申立人が被申立人に対して書面による仲裁申立てを行い、被申立人が仲裁申立てを受領した日に仲裁手続が開始する（3 条 1 項、2 項）	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁手続が開始する（4 条 2 項）
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者間で仲裁人の数に関する合意がない場合には、被申立人による仲裁申立ての受領から 30 日以内に単独仲裁人による仲裁を行うことを合意しない限り、仲裁人の数は 3 名とする（7 条） ＜選任機関＞ ・当事者間で選任機関（appointing authority）に関する合意がない限り、当事者は選任機関となる機関等を提案することができ、合意できない場合には、一方当事者は常設仲裁裁判所(PCA)の事務局長を選任機関とすることを要求できる（6 条 1 項、2 項） ※UNCITRAL は仲裁機関ではなく、仲裁人を選任する機関を指名する必要が生じる ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、当事者が選任した仲裁人が第三仲裁人を選任する(9 条 1 項) ・一方当事者からの仲裁人選任の通知を受領した日から 30 日以内に他方当事者が選任した仲裁人を通知しない場合、既に仲裁人を選任した当事者は選任機関に二人目の仲裁人の選任を求めることができる（9 条 2 項） ・当事者が選任した二人の仲裁人が選任された日から 30 日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、単独仲裁人を選任するときと同様の方法（8 条 2 項参照）で選任機関によって選任される（9 条 3 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・すべての当事者が単独仲裁人とすることに関する提案を受領した日から 30 日以内に単独仲裁人について合意できないときには、選任機関が単独	＜仲裁人の数＞ ・仲裁機関は、当事者の合意がない場合、単独仲裁人を選定しなければならないが、三人の仲裁人の選任が妥当であると認める場合には仲裁人の数を三人とすることができる（12 条 2 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・両当事者の合意により選任されるが、仲裁申立てを被申立人が受領した日から 30 日以内又は仲裁機関が認める追加期間内に合意に至らない場合、仲裁機関が選任する（12 条 3 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ指名し、当事者間で合意できない場合、第三仲裁人は仲裁機関が選任する（12 条 4 項及び 5 項）

	UNCITRAL 仲裁規則	ICC 仲裁規則
	仲裁人を選任する（8 条 1 項） ※選任機関による選任方法の詳細は第 8 条 2 項を参照 ＜仲裁人の国籍など＞ ・選任機関は、独立かつ不偏の仲裁人の選任が確保されるように考慮するとともに、当事者と異なる国籍を有する仲裁人を選任することの妥当性を考慮しなければならない（6 条 7 項）	＜仲裁人の国籍など＞ ・単独仲裁人と第三仲裁人は、原則として、いずれの当事者の国籍とも異なる国籍の者を選任しなければならない（13 条 5 項）
仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（18 条 1 項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（18 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（18 条 2 項） ※仲裁地は法的概念であり、審理手続等の仲裁手続を実際に開催する場所は仲裁地と必ずしも一致しなくてもよい ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（第 35 条 1 項） ・仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない（35 条 3 項）。 ＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（19 条 1 項） ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（26 条 1 項） ＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（28 条 3 項）	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁機関が決定する（第 18 条 1 項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（18 条 3 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（18 条 2 項） ※仲裁地に関しては UNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照。 ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（21 条 1 項） ・仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない（21 条 2 項）。 ＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、契約書に使用されている言語を含むすべての事情を考慮の上、一つ又は複数の言語を仲裁廷が決定する（20 条） ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（28 条） ＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（26 条 3 項） ＜その他＞ ・緊急仲裁人に関する制度あり（29 条） ※緊急仲裁人は、仲裁廷の構成を待つことができない緊急の暫定的措置又は保全措置を必要とする場合に選任される仲裁人のことをいう。
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する（33 条 1 項） ※手続に関する問題については、多数を得られない場合、又は、仲裁廷が権限を与えた場合、第三仲	＜仲裁判断の方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で判断をする（32 条 1 項）

	UNCITRAL 仲裁規則	ICC 仲裁規則
	裁人が単独で決定することができる（33 条 2 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（34 条 2 項）	＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は当事者を拘束する（35 条 6 項） ＜その他＞ ・仲裁廷は、付託合意書（terms of reference）に仲裁廷又は当事者が最後に署名した日等から 6 ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない（延長が認められる場合がある）（31 条 1 項、2 項） ※付託合意書とは、当事者の申立ての概要、判断すべき争点などを明確にするために、仲裁廷が作成する文書のことをいう（23 条参照）。 ・仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関へ提出し、審査を受ける必要がある（34 条）

	SCC 仲裁規則	KLRCA 仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	・ストックホルム商業会議所仲裁協会（The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce：SCC Institute）は、同商業会議所附属機関として 1917 年に設立。 ・最新の規則（Arbitration Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce）は 2017 年 1 月 1 日より発効した規則。	・クアラルンプール仲裁地域センター（Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration:KLRCA）は、1978 年にアジア・アフリカ法律諮問会議（Asian-African Legal Consultative Organization:AALCO）の成果として設立（マレーシア政府が全額出資）。 ・KLRCA 仲裁規則は、UNCITRAL 仲裁規則を規則の一部として使用。最新版は 2017 年 6 月に改訂された規則（UNCITRAL 仲裁規則は 2013 年に改訂されている）。 ・日マレーシア EPA（投資章）に基づく調停又は仲裁付託先の 1 つ（協定 85 条 4 項（a）） ・
対象事案	－	－
仲裁手続の開始	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（6 条及び 8 条）	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（2 条 1 項及び 2 項）
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がない場合、原則として、仲裁廷は三名で構成されるが、事案の複雑性、係争額、その他の状況を考慮して、仲裁機関が単独仲裁人とする決定を行うことができる（16 条） ＜単独仲裁人の場合＞ ・両当事者は 10 日以内に共同で仲裁人を指名することとし、合意に至らない場合には、仲裁機関が選任する（17 条 3 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ選任し、第三仲裁人を仲裁機関が選任する。当事者が指定された期間内に仲裁人を選任しない場合には仲裁機関が選任する（17 条 4 項） ＜仲裁人の国籍など＞ ・当事者の国籍が異なる場合、当事者による合意があるか、仲裁機関によって適当とみなされない限り、単独仲裁人と第三仲裁人は当事者の国籍と異なる国籍を有する者とする（17 条 6 項）	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がない場合、国際仲裁であれば仲裁廷は三名で構成され、国内仲裁であれば単独仲裁人とする（4 条 3 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・申立人からの仲裁申立てを被申立人が受領した日から 30 日以内に合意できないときには、仲裁機関が単独仲裁人を選任することを要求できる（4 条 4 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、当事者が選任した仲裁人が第三仲裁人を選任する（4 条 5 項(a)） ・一方当事者からの仲裁人選任の通知を受領した日から 30 日以内に他方当事者が選任した仲裁人を通知しない場合、既に仲裁人を選任した当事者は仲裁機関に二人目の仲裁人の選任を求めることができる（4 条 5 項(b)） ・当事者が選任する二人の仲裁人が選任された日から 30 日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、仲裁機関によって選任される（4 条 5 項(c)）
仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁機関が決定（20 条 1 項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（25 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（25 条 2 項）	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が、事案に関するすべての状況を考慮し、他の地の方が適当と考えない限り、マレーシアのクアラルンプールとする（7 条 1 項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（7 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、

	SCC 仲裁規則	KLRCA 仲裁規則
	※仲裁地に関してはUNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照。	審理手続等を適当な場所で開催することができる（7 条 2 項） ※仲裁地に関してはUNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照。
	＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には最も適当と考える法規を適用する（27 条 1 項）	＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する(Part II(＝UNCITRAL 35 条 1 項）) ・仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない（Part II（＝UNCITRAL 35 条 3 項））
	＜仲裁手続で使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（仲裁廷は、決定の際には関連するすべての事情を考慮し、当事者がコメントする機会を与える）（26 条 1 項）	＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（Part II（＝UNCITRAL 19 条 1 項）））
	＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（37 条）	＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（Part II（＝UNCITRAL 26 条 1 項）））
	＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開とする（32 条 3 項）	＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（Part II（＝UNCITRAL28 条 3 項））
	＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（Appendix II） ※緊急仲裁人に関してはICC における説明参照	＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（Schedule 2） ※緊急仲裁人に関してはICC における説明参照
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（41 条 1 項）	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する（Part II（＝UNCITRAL 33 条 1 項）） ※手続に関する問題については、多数を得られない場合、又は、仲裁廷が権限を与えた場合、第三仲裁人が単独で決定することができる（Part II（＝UNCITRAL 33 条 2 項））
	＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（46 条）	＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断はは終局的なものであり、当事者を拘束する（Part II（＝UNCITRAL 34 条 2 項））
	＜その他＞ ・仲裁廷は、仲裁廷が選任され、仲裁費用に関する前受金が支払われた日から 6 ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない（延長が認められる場合がある）（43 条、22 条）	＜その他＞ ・仲裁廷は、最終的な口頭又は書面による主張の提出が終了した日から 3 ヶ月以内に仲裁判断の草案を仲裁機関に提出しなければならない（延長が認められる場合もある）（12 条 1 項、2 項）

	SIAC 仲裁規則	HKIAC 仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	・シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre：SIAC）は、1991 年に貿易発展局と経済開発庁の資金提供によって設立。 ・最新版は 2016 年 8 月に改訂された規則（第 6 版）	・香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre：HKIAC）は 1985 年に法曹界・産業界有志により設立。 ・最新版は 2013 年 11 月に改訂された規則。
対象事案	–	–
仲裁手続の開始	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（3 条 1 項、3 項）	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、事務局が仲裁申立てを受領した日に仲裁が開始する（4 条 1 項、2 項）
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がある場合、当事者による提案、複雑性、係争額、その他紛争に関連する事情を考慮して仲裁機関が仲裁廷を三名で構成することが適当と考える場合でない限り、単独仲裁人とする（9 条 1 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・各当事者が一名又は数名の候補者を他方当事者に提案し、仲裁申立てを仲裁機関が受領した日から 21 日以内に当事者間で合意できないとき又はいずれかの当事者が要求したときには仲裁機関が選任する（10 条 1 項、2 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任する（11 条 1 項） ・一方当事者の仲裁人の選任から 14 日以内に他方当事者が選任を行わないときには仲裁機関が代わりに選任する（11 条 2 項） ・両当事者又は仲裁機関によって定められた期間内に第三仲裁人について合意できないときには仲裁機関が選任する（11 条 3 項）。	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷は事案に関する状況を考慮した上で、仲裁人の数を一名とするか三名とするかを決定する（6 条 1 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者が単独仲裁人とすることに合意した場合、被申立人が仲裁申立てを受領した日から 30 日以内に共同で仲裁人を選任できないときには仲裁機関が選任する（7 条 1 項(a)、2 項） ・当事者の合意がなく、仲裁機関が仲裁人の数を決定した場合、仲裁機関の決定を双方当事者受領した日から 30 日以内に共同で仲裁人を選任できないときには仲裁機関が選任する（7 条 1 項(b)、2 項） ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・当事者が三名の仲裁人とすることに合意した場合、申立人は仲裁申立てにおいて、被申立人は答弁書において、それぞれ仲裁人を選任する。その任命がないときは仲裁機関が選任する（8 条 1 項(a)） ・当事者の合意がなく、仲裁機関が仲裁人の数を決定した場合、仲裁機関の決定を受領した日から 15 日以内に申立人が仲裁人を選任し、申立人による仲裁人の選任の通知を受領した日から 15 日以内に被申立人が仲裁人を選任する。その任命がないときは仲裁機関が選任する（8 条 1 項(b)） ・当事者が選任した二人の仲裁人が、選任された日から 30 日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、仲裁機関が選任する（8 条 1 項(c)）

	SIAC 仲裁規則	HKIAC 仲裁規則
仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、事案に関するあらゆる状況を鑑みて、仲裁廷が決定する（21 条 1 項）） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（21 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（21 条 2 項） ※仲裁地に関しては UNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照 ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（31 条 1 項） ＜仲裁手続で使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（21 条 1 項） ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（30 条 1 項） ＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（39 条 1 項） ＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（Schedule 1） ※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照 ・一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（5 条）	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が事案に関する状況を考慮し、他の地が適当と考えない限り、香港とする（14 条 1 項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（14 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（14 条 2 項） ※仲裁地に関しては UNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照 ＜適用法規など＞ ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（35 条 1 項） ＜仲裁手続で使用される言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（15 条 1 項） ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（23 条 1 項） ＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（22 条 7 項） ＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（Schedule 4） ※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照 ・一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（41 条）
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、議長仲裁人が単独で決定する（32 条 7 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（32 条 11 項） ＜その他＞ ・仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関に提出し、審査を受ける必要がある（32 条 3 項）	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（32 条 1 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（34 条 2 項）

	VIAC 仲裁規則	CIETAC 仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	・ベトナム国際仲裁センター（Vietnam International Arbitration Centre：VIAC）は、1993 年に首相命令により設立。 ・ハノイに本部、ホーチミンに支部が置かれている。 ・商工会議所の下部機関。 ・最新版は 2017 年 3 月に改訂された規則。	・中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission：CIETAC）は、1956 年設立。 ・別称、中国国際商会仲裁院。 ・中国国際貿易促進委員会・中国国際商会の下部機関。 ・北京に秘書局、深セン、上海、天津、重慶、香港に支部が置かれている。 ＊2012 年に深セン及び上海支部は分離して独立した仲裁機関となった。 ・最新版は 2014 年 11 月に改訂された規則（2015 年 1 月から発効） ※両当事者の合意があれば、CIETAC が管理する仲裁において他の仲裁規則を使用することが可能（4 条 3 項）。
対象事案	－	－
仲裁手続の開始	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（5 条）	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受領した日に仲裁が開始する（11 条及び 12 条）

	VIAC 仲裁規則	CIETAC 仲裁規則
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁人の数は三名とする（11 条 2 項） ＜仲裁廷が三人で構成される場合＞ ・申立人は、仲裁人を選任するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求する。申立人が仲裁機関に仲裁人の選任を要求した場合、仲裁機関はその要望を受理した日から 7 日以内に仲裁人を選任する（12 条 2 項） ・被申立人は、仲裁申立ての受領から 30 日以内に仲裁人を選任するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求する。被申立人が仲裁機関に仲裁人の選任を要求した場合、仲裁機関はその要望を受理した日から 7 日以内に仲裁人を選任する。被申立人が期間内に仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が仲裁人を選任する（第 12 条 2 項） ・各当事者又は仲裁機関によって選任された二人の仲裁人が、仲裁機関が選任の通知を受領した日から 15 日以内に第三仲裁人を選任できないときは、期間満了から 7 日以内に仲裁機関が第三仲裁人を選任する（123 項） ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者が、被申立人が仲裁申立てを受領した日から 30 日以内に、仲裁人の選任について合意するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求するかをしないときは、期間満了から 7 日以内に仲裁機関が仲裁人を選任する （13 条）	＜仲裁人の数＞ ・当事者の合意がある場合、又は、規則に他の定めがある場合のほか、仲裁人の数は三名とする（25 条 2 項） ＜仲裁廷が三人で構成される場合＞ ・各当事者が、仲裁申立ての受領から 15 日以内に、仲裁人を選任するか、仲裁人の選任を仲裁機関に委ねない場合、仲裁機関が仲裁人を選任する（27 条 1 項） ・当事者は、被申立人が仲裁申立てを受領した日から 15 日以内に、第三仲裁人を共同で選任する。当事者が共同で選任できない場合、仲裁機関が第三仲裁人を選任する（27 条 2 項、3 項、4 項） ※当事者が共同で選任する方法に関しては第 27 条 3 項が詳細に定める。 ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者は、被申立人が仲裁申立てを受領した日から 15 日以内に、単独仲裁人を共同で選任する。当事者が共同で選任できない場合、仲裁機関が単独仲裁人を選任する（28 条） ※当事者が共同で選任する方法に関しては 27 条 3 項が詳細に定める。 ＜その他＞ ・当事者は、原則として、仲裁機関のリストの中から仲裁人を選任しなければならない（26 条 1 項） ・当事者が合意により仲裁機関のリスト外の仲裁人を選任する場合、仲裁機関の承認が必要（26 条 2 項）

仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（22条１項） ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（22条２項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（22条２項） ※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、又は、当事者の合意が曖昧である場合、事案を管理する仲裁機関又はその支部の所在地が仲裁地となる。仲裁機関は、関連事情を考慮し、上記以外の地を仲裁地とすることができる（7条１項、２項） ・審理手続の開催場所に関する当事者の合意がある場合、原則として、その場所で審理手続を開催する（36条１項） ・当事者の合意がない場合、仲裁機関の本部が扱う事案については北京、支部が扱う事案については支部の所在地で開催する。仲裁廷は、必要と思料し、かつ、仲裁機関の承認がある場合、他の場所で審理手続を開催することができる（36条２項） ※CIETAC香港で行われる仲裁については、仲裁地が香港となり、香港の仲裁法が適用されるなど、特別の規定がある（74条）。
	＜適用法規など＞ ・外国の要素を含まない事案にはベトナム法を適用する（第24条１項） ・外国の要素を含む事案には、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には最も適当と考える法規を適用する（24条２項） ・適用される法規に特別な条項がない場合、仲裁廷は、取引慣行を考慮しなければならない（24条３項）	＜適用法規など＞ ・適用法規に関する当事者の合意がない場合、又は、その合意が強行規範に反する場合、仲裁廷が適用法規を決定する（49条２項）
	＜仲裁手続に使用する言語＞ ・外国の要素を含まない事案ではベトナム語を使用する（23条１項） ・外国の要素が含まれる事案、一方の当事者が外資企業である事案では、当事者の合意がない場合、契約書に使用されている言語を含む関連する事情を考慮の上、一つ又は複数の言語を仲裁廷が決定する（23条２項）	＜仲裁手続に使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、中国語を使用する。仲裁機関は事案の状況を考慮し、中国語以外の言語を使用することを決定できる（81条）
	＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（21条）	＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（23条、77条）
	＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（25条３項）	＜審理手続の公開の要否＞ ・審理手続は原則非公開（38条１項） ＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（Schedule III） ※緊急仲裁人に関してはICCにおける説明参照 ・一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（56条から72条）

	VIAC 仲裁規則	CIETAC 仲裁規則
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（31 条） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（32 条 5 項） ＜その他＞ ・仲裁廷は、最終的な審理が終了した日から 30 日以内に仲裁判断を下さなければならない（32 条 3 項）	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（49 条 5 項及び 6 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する。（47 条 9 項） ＜その他＞ ・仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から 6 か月以内に仲裁判断を下さなければならない（延長が認められる場合もある）（48 条 1 項、2 項） ・仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関に提出し、審査を受ける必要がある（51 条）

	JCAA 商事仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	・日本商事仲裁協会は、1950 年に国際商事仲裁委員会として日本商工会議所内に設置され、1953 年に社団法人国際商事仲裁協会として独立。2003 年に現在の名称に変更。所在地は東京。 ・最新版は 2015 年 12 月に改訂された規則。
対象事案	–
仲裁手続の開始	・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（14 条 1 項、6 項）
仲裁人の選定	＜仲裁人の数＞ ・当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から 4 週間以内に仲裁人の数に関する合意を仲裁機関に通知しないときは、仲裁人は一名とする（26 条 1 項） ・当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から 4 週間以内に、仲裁機関に仲裁人を三名とすることを求めることができ、仲裁機関は、紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、適当と認めたときには三名とする（26 条 2 項）。 ＜単独仲裁人の場合＞ ・当事者は、単独仲裁人とする合意がある場合には、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から 2 週間以内に合意により仲裁人を選任する（27 条 1 項）。被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から 4 週間以内に仲裁人の数に関する合意を通知せず、仲裁人が一名とされた場合には、当事者は、通知期間から 2 週間以内に合意により仲裁人を選任する（同条 2 項）。期間内に選任できないときは、仲裁機関が仲裁人を選任する（同条 3 項）。 ＜仲裁廷が三名で構成される場合＞ ・仲裁人を三名とする合意がある場合には、当事者は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から 3 週間以内にそれぞれ一名の仲裁人を選任する（28 条 1 項）。いずれかの当事者による要請により仲裁人が三名とされた場合には、当事者は、協会によるその旨の通知を受領した日から 3 週間以内にそれぞれ一名の仲裁人を選任する（同条 2 項）。当事者が選任した二名の仲裁人が、選任通知を受領した日から 3 週間以内に第三仲裁人の選任について合意できないときは、仲裁機関が仲裁人を選任する（同条 4 項、5 項）。 ＜仲裁人の国籍など＞ ・仲裁機関が仲裁人を選任する場合、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、仲裁機関はこれを尊重する（27 条 4 項、28 条 6 項）
仲裁手続	＜仲裁地など＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁機関の事務所の所在地（＝東京）（36 条 1 項）。 ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（36 条 2 項） ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（36 条 2 項） ※仲裁地に関しては UNCITRAL 仲裁規則の欄における説明を参照 ＜適用法規など＞ ・当事者の合意がない場合、紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを仲裁廷が決定する（60 条 1 項、2 項） ＜仲裁手続で使用する言語＞ ・当事者の合意がない場合、仲裁合意を規定する契約書の言語、通訳及び翻訳の要否並びにその費用を考慮した上で仲裁廷が決定する（11 条 1 項） ＜暫定的な保全措置の可否＞ ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（66 条） ＜審理手続の公開の要否＞

	JCAA 商事仲裁規則
	・審理手続は原則非公開（38 条 1 項） ＜その他＞ ・緊急仲裁人の制度あり（70 条から 74 条） ※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照 ・一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（75 条から 82 条）
仲裁判断	＜仲裁判断の決定方法＞ ・多数決により決定する（7 条 1 項）。多数を得られない場合、仲裁廷の長が単独で決定する（7 条 2 項）。 ※手続に関する問題については、当事者の合意又は他の全ての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長が単独で決定することができる（7 条 3 項） ＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞ ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（59 条）。

③我が国が締結している EPA 投資章における投資家対国家の紛争解決規定（「国家対国家」の紛争に関連する規定については第 7 章を参照）

我が国が締結している多くの EPA は、投資章における紛争解決手続として、①まずは紛争当事者が解決に向けた協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は仲裁手続に案件を付託し、③仲裁判断に基づき、被申立国は金銭賠償（又は補償）を行う、との共通したプロセスを規定している。このようなプロセスは、我が国関連 EPA のみならず、他国において結ばれている地域貿易協定とも共通するものであるが、個別具体的な規定ぶりは様々である（投資協定における「国家対国家」の紛争に関する規定は EPA の規定と比較して簡潔であることが多い）。以下では、「日シンガポール EPA」（図表 III-5-10）、「日メキシコ EPA」（図表 III-5-11）、「日マレーシア EPA」（図表 III-5-12）、及び、参考として NAFTA 投資章の紛争解決手続（投資家対国家）（図表 III-5-13）をフロー図で掲示する。

＜図表 III - 5－10＞

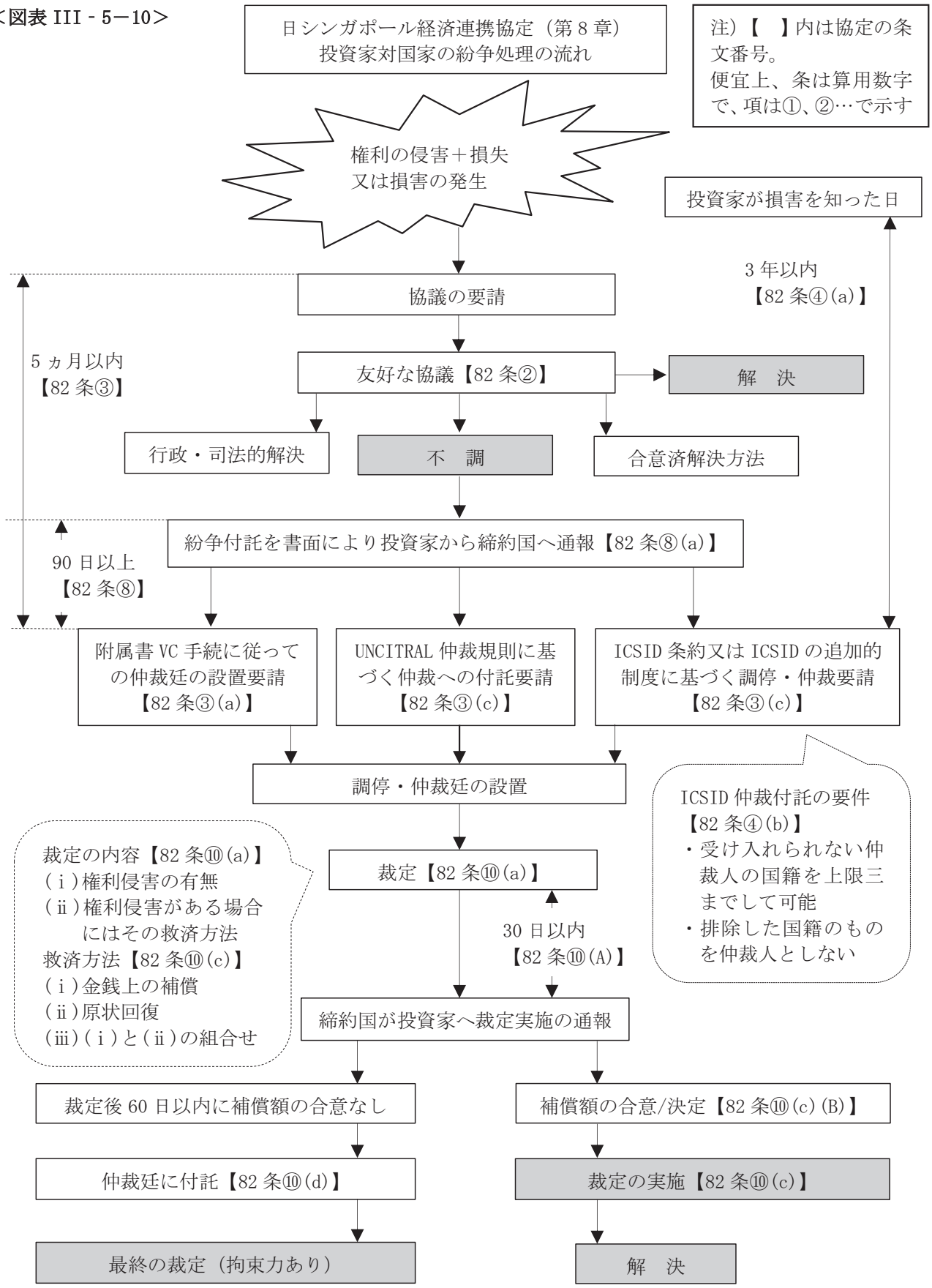

・投資家が当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。【82 条⑪】
・最低に従わなかった場合、外交上の保護を与え、または国家間の請求を行うことができる。【82 条⑫】

＜図表 III-5-11＞

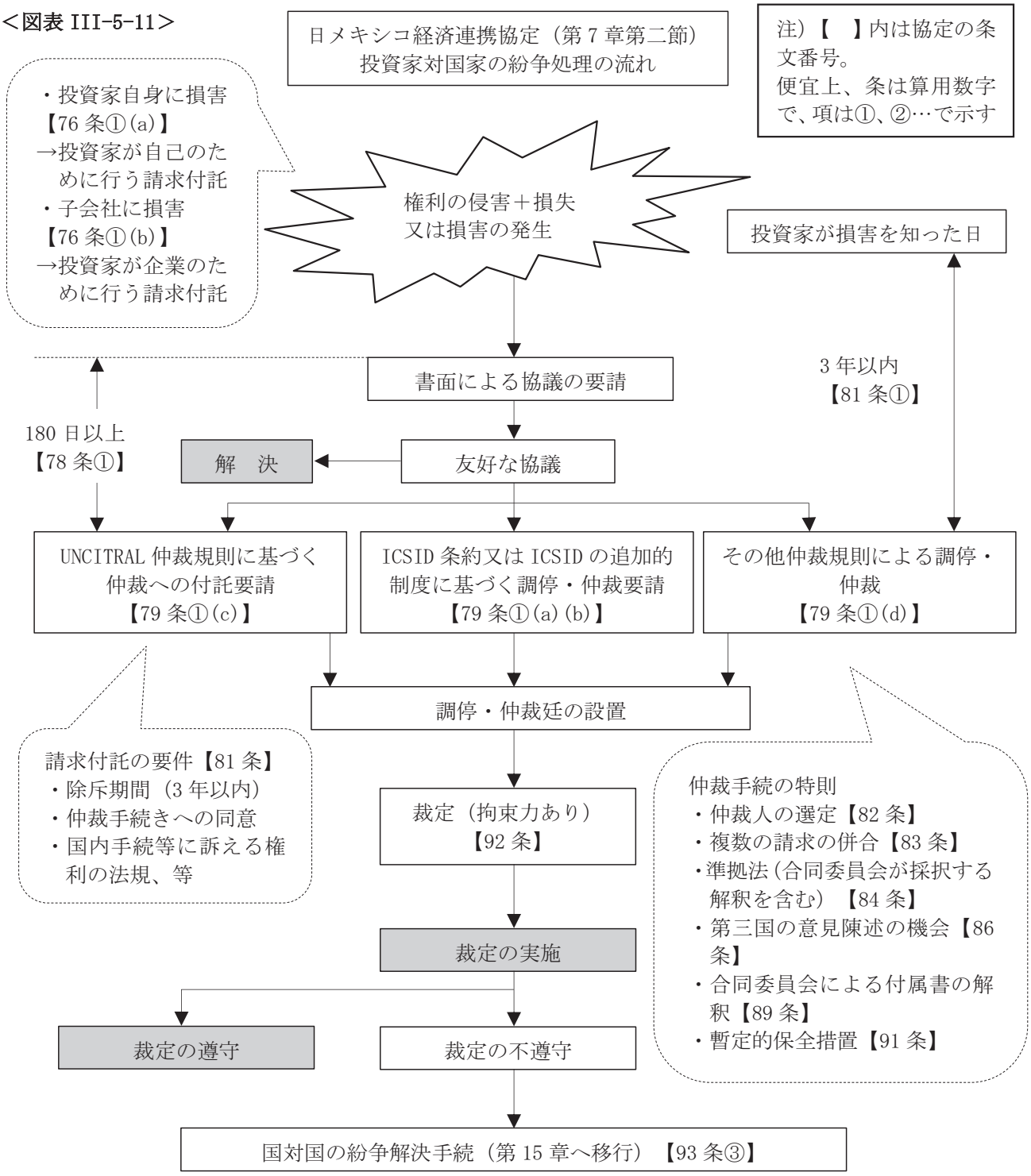

紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める手続きを利用することができる。この場合、当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。【93 条③】
(a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。
(b) 当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

＜図表 III-5-12＞

日マレーシア経済連携協定（第７章）
投資家対国家の紛争処理の流れ

注）【　】内は協定の条文番号。
便宜上、条は算用数字で、項は①、②…で示す

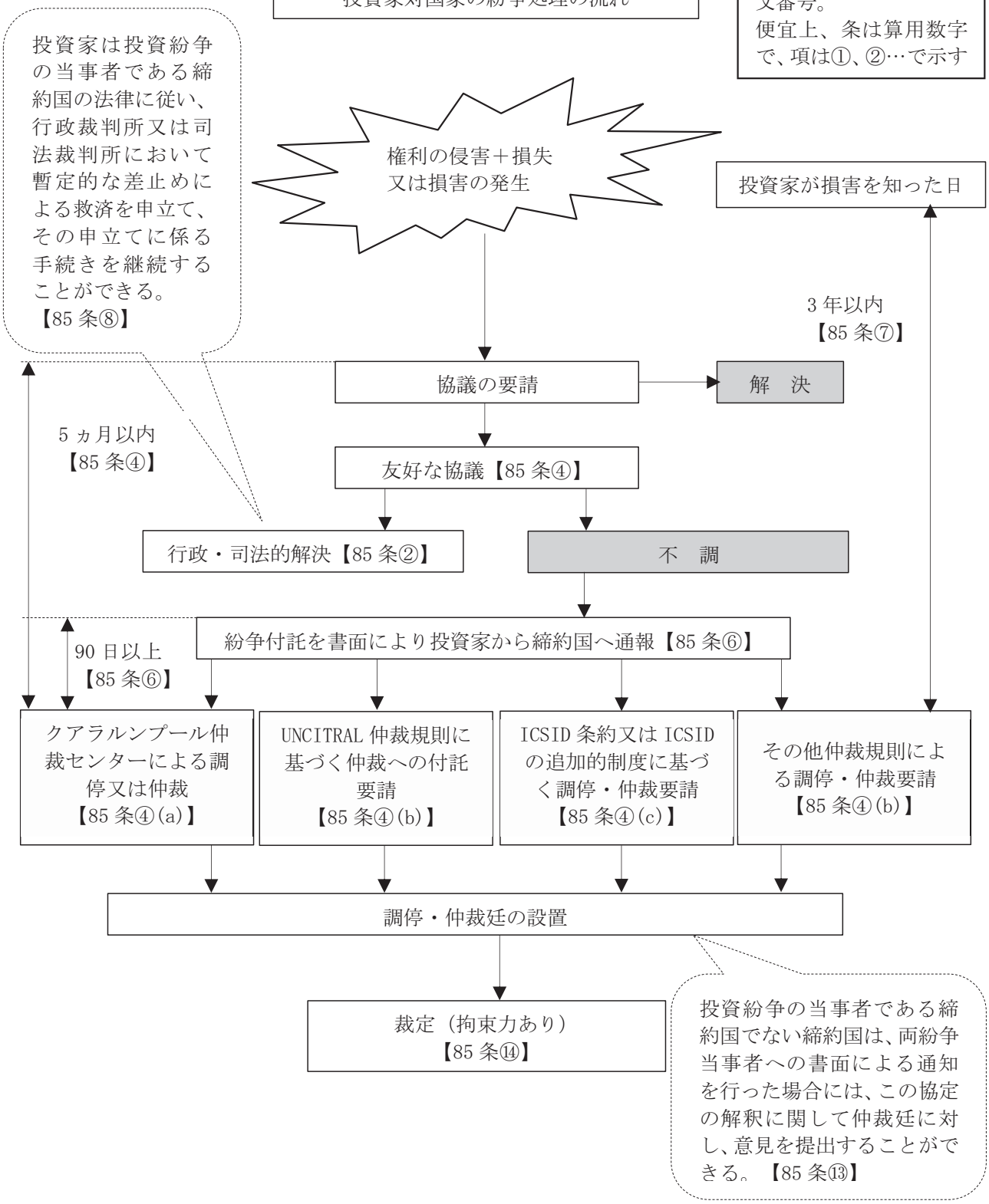

・投資家が当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるもと解してはならない。【85 条②】
・裁定に従わなかった場合、外交上の保護を与え、または他の裁定機関に国家間の請求を行うことができる。【85 条⑯】

＜図表 III-5-13＞

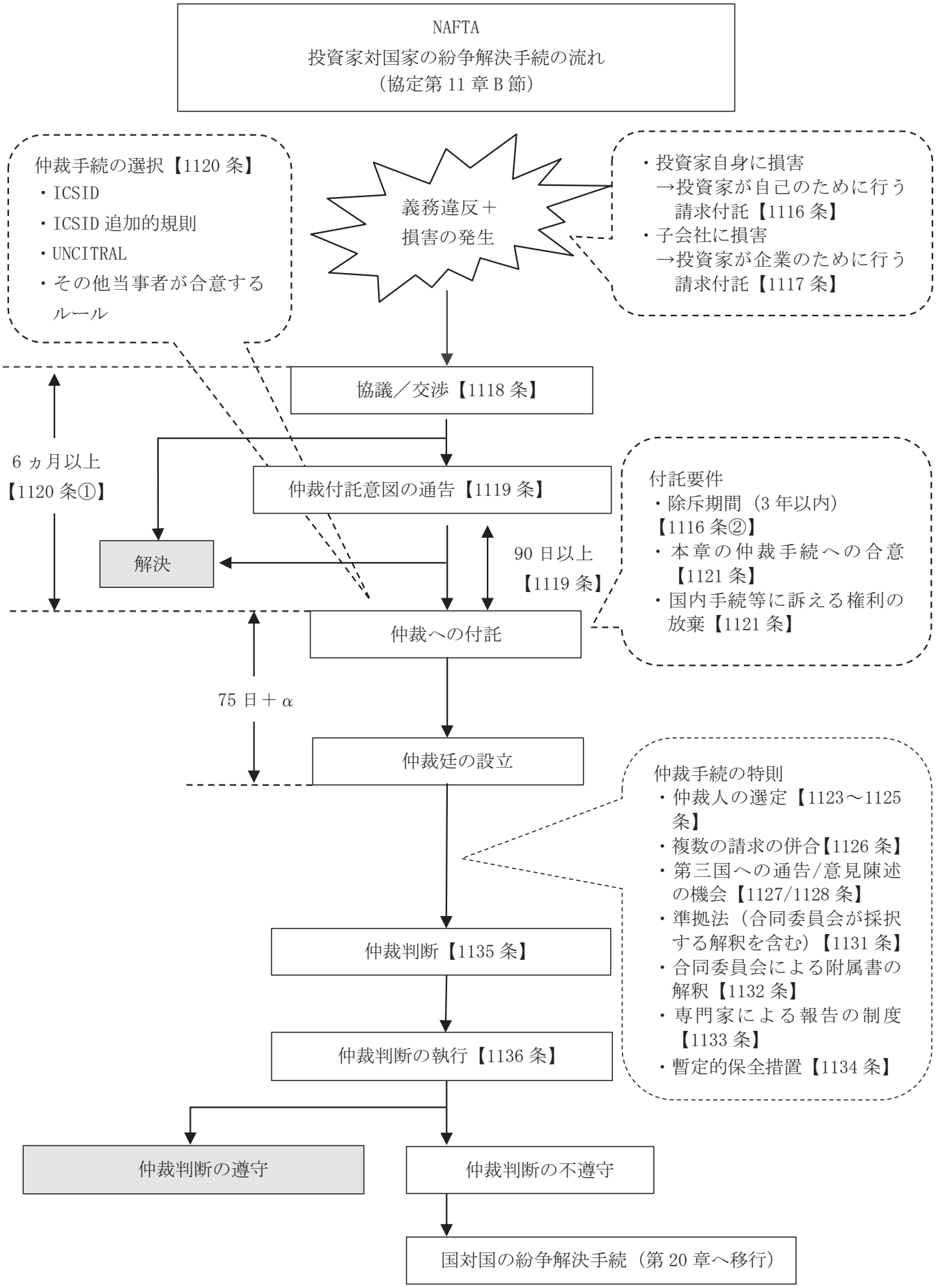
NAFTA
投資家対国家の紛争解決手続の流れ
（協定第 11 章 B 節）
仲裁手続の選択【1120 条】
・ICSID
・ICSID 追加的規則
・UNCITRAL
・その他当事者が合意するルール
義務違反＋
損害の発生
・投資家自身に損害
→投資家が自己のために行う請求付託【1116 条】
・子会社に損害
→投資家が企業のために行う請求付託【1117 条】
協議／交渉【1118 条】
6 ヵ月以上
【1120 条①】
仲裁付託意図の通告【1119 条】
解決
90 日以上
【1119 条】
付託要件
・除斥期間（3 年以内）【1116 条②】
・本章の仲裁手続への合意【1121 条】
・国内手続等に訴える権利の放棄【1121 条】
仲裁への付託
75 日＋α
仲裁廷の設立
仲裁手続の特則
・仲裁人の選定【1123～1125 条】
・複数の請求の併合【1126 条】
・第三国への通告/意見陳述の機会【1127/1128 条】
・準拠法（合同委員会が採択する解釈を含む）【1131 条】
・合同委員会による附属書の解釈【1132 条】
・専門家による報告の制度【1133 条】
・暫定的保全措置【1134 条】
仲裁判断【1135 条】
仲裁判断の執行【1136 条】
仲裁判断の遵守
仲裁判断の不遵守
国対国の紛争解決手続（第 20 章へ移行）